

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成18年3月15日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第6号、議案第13号及び議案第35号の審査	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（野原委員、藤浦委員、原田委員、木村委員）	
議案第2号、議案第10号の審査	27
補足説明（水道部長）	
質疑（野原委員、藤浦委員、原田委員）	
議案第36号の審査	44
補足説明（水道部長）	
質疑（藤浦委員）	
採決	46
閉会の宣告	47

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年3月15日(水) 午前10時 開会
午後2時51分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 藤浦雅彦
委員 原田平 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 岩田延弘
土木下水道部長 山脇智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口繁
下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫 同部参事兼工務課長 林薫
総務課長 乾富治 営業課長代理 松井進

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成18年度摂津市一般会計予算所管分
議案第9号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第28号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条第5号(優良宅地の造成及び優良住宅の新築等の認定に関する事務)に関する改正)
議案第6号 平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第35号 摂津都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第2号 平成18年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成17年度摂津市水道事業会計補正予算
議案第36号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

本日の、委員会記録署名委員は、木村委員を指名します。

議案第6号、議案第13号及び議案第35号の審査を行います。

本件3件のうち、議案第13号及び議案第35号については、補足説明を省略し、議案第6号について補足説明を求めます。

山脇土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 議案第6号、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページ、款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、下水道幹線管渠の建設に伴う吹田市及び茨木市からの起債償還負担金で、前年度に比べ677万7,000円の減額となっております。これは、起債償還の終了に伴い、吹田市からの起債償還負担金が減額となるものでございます。目2、受益者負担金は、前年度に比べ82万3,000円の増額となっております。これは、督促や催告の強化による徴収金の増額を見込んだものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、前年度に比べ9,451万3,000円の増額となっております。これは、供用開始区域の拡大や大口事業所における下水排除量の増加を見込んだものでございます。

7ページ、項2、手数料、目1、下水道手数料は、前年度に比べ10万円の減額となっております。これは、排水設備

の責任技術者登録件数の減少を見込んだものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、前年度に比べ1,500万円の増額となっております。これは、国庫補助対象事業量の増加によるものでございます。

8ページ、款4、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ2億6,081万1,000円の減額となっております。これは、歳入において下水道使用料収入や資本費平準化債が増加していること、歳出において流域下水道組合維持管理負担金や人件費が減少していることなどによるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、前年度に比べ170万円の減額となっております。これは、貸し付け件数の減少によるものでございます。

9ページ、項2、雑入、目1、雑入は、前年度と同額でございます。

款6、市債、項1、市債、目1、下水道債は、前年度に比べ6,320万円の増額で、これは公共下水道事業債が減少する一方で、流域下水道事業債や資本費平準化債が増加するものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページ、款1、下水道費、項1、下水道総務費、目1、下水道総務費は、下水道全般にかかる事務経費で、その主な内容といたしましては、下水道の維持管理にかかる人件費のほか、11ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会や日本下水道事業団等に対する負担金、節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

12ページ、款1、下水道費、項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、

下水道施設の維持管理にかかる経費で、その主な内容といたしまして、節11、需用費は、下水道施設にかかる光熱水費や修繕料など、節13、委託料は、下水道使用料の徴収事務委託や集中管理室、ポンプ場、ガランド親水施設の維持管理にかかる委託料などでございます。

13ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川淀川右岸流域下水道組合負担金と、水洗便所改造助成金でございませう。

14ページ、節21、貸付金は、くみ取り便所や浄化槽便所の改造資金貸付金でございませう。目2、下水道整備費は、公共下水道及び流域下水道の建設にかかる経費で、その主な内容といたしましては、下水道整備にかかる人件費のほか、15ページ、節13、委託料は、公共下水道工事にかかる設計委託料等でございませう。節15、工事請負費は、公共下水道の工事請負費で、安威川以北の合流地域で3路線、安威川以南の分流地域で、汚水26路線、雨水2路線、全体路線延長で約3.2キロメートルの工事を実施するものでございませう。節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道事業分担金で、これは流域下水道施設の中央処理場、味舌ポンプ場及び摂津ポンプ場などの整備に伴う負担金でございませう。節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う地下埋設物等の移設補償費でございませう。

16ページ、款2、公債費、項1、公債費は、公共下水道事業、流域下水道事業の起債元利償還金と資本費平準化債の利子でございませう。

17ページ、款3、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額でございませう。なお、給与費明細書につきましては、18ページから25ページに

かけて、債務負担行為の調書につきましては26ページに、地方債に関する調書につきましては4ページの第2表と27ページに記載いたしておりますので、ご参照賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野原委員。○野原委員 おはようございませう。

それでは、質問させていただきます。今、ご説明がありました下水道使用料の増加です。それに伴いまして、内容としては新設と大口需要がふえたということですが、19年度に安定化計画、健全化計画、その見直しがあるかと思ひませう。それに伴う値上げ、平準化債の値上げに關しての考え方を、教えていただきたいと思ひませう。

2点目としまして、8ページの**水洗便所改造資金貸付金返還収入**としまして170万円前年度より減少になっております。これは、使われる方が少なくなるという見込みで170万円減少を上げられているのか。これのご説明をよろしくお願ひします。

3番目としまして、13ページ、**下水道使用料料金システム改造委託料**50万円上がっております。これのご説明をよろしくお願ひします。

続きまして、予算概要の175ページの公共下水道管理事業の**不明水対策調査委託料**に關しまして、現在までのこれの使われ方、また今後、これをどのような形で、今の事業というか、進捗状況というのか、それをお聞かせいただきたいと思ひませう。

続きまして、同じページのガランド水路親水施設管理事業に關しまして、これも500万円ほど少なくなっております。

それのご説明をよろしく申し上げます。

それと、平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算の12ページ、安威川、淀川右岸流域下水道組合負担金の8,121万6,000円少なくなっております。これのご説明をよろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 予算概要の175ページ、**不明水対策調査委託料**の関係につきまして、ご説明申し上げます。

不明水と申し上げますのは、処理水と、それから有収水量、この差の分を不明水というような内容となっております。この不明水の700万円、今年度予算を計上させていただいておりますが、この内容につきましては、従前より有収水量より処理水量が非常に多いというような形で、施設を管理していただいております流域下水道組合の方から、いろいろ各市に、その差についてのご指摘がございました。それ以降、ポンプ場ですとか、あるいは**流域幹線**の接続点、こういうところでの流量調査をなさいました。その結果、やはり各市でそれなりの不明水が発生していると、こういうご指摘がございまして、それ以降、やはり処理水量を少しでも抑えることが、やはり維持管理上非常に重大事項でございますから、各市の取り組みが始まっているという状況でございます。

私ども、本市におきましても、平成14年度からこの不明水の調査に取り組んでおると、こういう状況でございます。14年度におきましては、**流域幹線**と**流域関連公共下水道**。我々が維持管理します**流域関連公共下水道**、この7地点の接続点について、その状況を確認したと、こういう状況でございます。そのうち5つの接続点におきまして、計画水量が超

えているということを確認しております。

その事実をもとに、15年度におきまして、現地の不明水調査を実施したと、この流れでございます。その中で、どういうふうな状況にあるかということ、非常に汚水管は小さい口径でございますから、テレビカメラを入れたという状況です。そのときの調査としましては、9,228メートルという延長を調査しております。その中で、漏水あるいは破損、この部分を確認し、16年には、15年で確認した箇所の補修をしなければならない部分、この部分を補修したという状況でございます。

17年度におきましても、やはり同じような内容で、テレビカメラを入れた形で調査をしたと。やはり、18年につきましても、どういうふうな状況になっているかということ、エリアを広げる形で毎年度、汚水管の実態を調べていくと。その結果に基づきまして、翌年度に補修をかけると。ただ、速やかにかけなければならない部分につきましては、その結果次第で、早急に手だてに入ると、こういう状況でございます。ですから、700万円の分につきましても、おおよそ4キロから5キロ近い延長を調査してまいりたいと、このように考えております。

それと、もう一つ、**ガランド水路親水施設管理事業**におきまして、総額的に500万円の減になっていると、こういう内容でございます。この分につきましては、いろいろと**ガランド**の維持管理につきましてご指摘をいただいていた状況にもございます。その中で、いかに維持管理費の中で、せせらぎ水路の清掃、あるいは**ポンプ井**と**防火水槽**を兼ねております**水槽**等の清掃、ここらをいかに軽減できるかということで、いろいろ私どもの方も苦慮してまいりました。その中で、

私どもとしては、こういう財政事情の状況においては、一期間、財政が好転するまでの間、せせらぎ水路の水をとめようかとか、そういうこともいろいろ考えてまいりました。そういう流れも地元の美化会等も活動していただいておりますから、ご説明もさせていただいたと、こういう状況でございます。

ただ、やはりそういうお話をする中では、やはり過去からの経緯、やはりランド水路をよみがえらせる、そして下水の処理水を流すということの水の再生。こういうことの下水道のPRも含めた形の施設、本来の諸目的を達成しない状況は、やはり問題ありと。地元の方からも、水がとまるということについては、非常に懸念をなされた。ことし、そこらの部分で、試行的にはなるんですが、間欠運転をもって清掃回数が落とせないかと。この分につきましても、地元の方々と休日流しましょうか、あるいは1週間のうちに数日を流しましょうか、いろいろご相談申し上げて、地元の方も、土日、休みの日をとめてはどうかと。そういう形で一遍様子を見てもらえんかと。地元の方も、非常に水がとまるということについては残念な部分があるという、そういうお話を伺いましたものですから、今回、非常に維持管理費を落とす中では、私ども不安はございます。しかし、やってみて、その結果を、やはり今後も見据えていきたいというところで、清掃費を500万円程度カットさせていただいたと、こういう内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 使用料の見直しということで、お答えさせていただきま

す。
下水道使用料については、健全化計画

等で3年ごとの見直しということにしております。確かに使用料収入としては、平成18年度、1億円近くふえておりますけれども、使用料の改定ということにつきましても、1つは将来の収支見直し、一定期間における収支見直しを立てた中で、必要な財源が確保できるのかという観点から、考えていく必要があるのかなと。

2点目は、現状では経費回収率が100%になっていないということで、一般会計の方から使用料収入不足分を補っていただいている状況でございます。これは、言いかえれば、下水道を使われていない方々にも負担をしていただいているという状況でございます。これを徐々に改善していく必要があるのかなと考えております。

3点目は、安定化計画、健全化計画により、起債の発行が認められているということでございまして、その計画の中で、使用料を徐々に適正化していく必要があるということにしておりますので、この辺を考えていかなければならないと思っております。

4点目は、そういったことで使用料の見直しは必要と考えておりますけれども、一方で、市民生活等への影響についても、十分に考えなければならぬと。こういう使用料については、このあたりのことを総合的に考えていく必要があると思っております。

2点目の水洗便所改造資金貸付金の返還収入につきましても、前年度に比べて170万円ほど減少しておりますが、これは、1つは貸し付け件数が減ってきているということになります。予算上では、現年分として470万円、過年分として150万円計上しております。現年分といえますのは、平成15年から平成17

年度に貸し付けたもののうち、平成18年度に返還されるもの、調定を起すものについて、これで一定の回収率を見込んで現年分として計上しております。過年度分につきましては、平成17年度末の未済額に一定の回収見込み率を乗じて計上したものでございます。

3点目の、**下水道使用料料金システムの改造委託料**ということで、これにつきましては先ほど言いましたように使用料の改定というのを平成19年度に、現在の計画としては持っているわけございまして、平成18年度中に収支見通し等を出した中で、検討しなければならないと考えております。その関係で、仮に使用料の改定ということになりますと、水道の方に下水道料金の単価について、システムの方をさわっていただく必要があるということで、必要なシステムの改造のための費用というのを計上したものでございます。

それから、平成17年度の流域下水道組合の維持管理負担金が減っているということで、その内容でございますけれども、理由としては大きく2つございます。

1点目は、中央処理場の費用が減少したこと。2点目は、前年度の繰越金が発生しているということでございまして、中央処理場の費用が減少したといえますのは、これは中央処理場の方では、下水汚泥、これを脱水した後に、一部は熔融炉で熔融処理をしております。一部は廃棄物として場外へ搬出してありますが、当初、この場外搬出量というのが相当量発生するということで見込んでおったわけなんですけれども、結果的には場内の熔融炉でかなり処理できたということで、この廃棄物処理委託料が大きく減額となっていること。また、燃料費であるコークスの購入量も大きく減少していること。

この辺から中央処理場の費用が減額となっております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

下水道の使用料に関しましての一応の考え方は理解できたんですけど、やはり、下水道というのは、一般会計から繰り出されて、それで運営するというような考え方に、今なっておろうかと思いますが、これはその下水道の、まだ未完成の部分、その方々の租税効果というんか、そのお金も使っているという不公正さも十分あろうかと思しますので。本来は使っている受益者負担という形で、その料金で賄うのが本来の姿かと思いますが、やはり本市の今までの下水道が完備できていなかったという部分で、それをどうしてもつくらなあかんという方で行っていったところで、バブルがはじけたり、いろんな状況で、今の現状を踏まえて、市民の方々に、いろんな形で迷惑をかけているという形の現状になっておろうかと思っておりますが、やはり、つくられていく中、また、皆さんに負担をかけるという中での説明責任ですね、その辺をどういう形で今まで行われてきているか。また、それをきっちりお示ししないと、なかなかいろんな形で、市民の方からは急に言われたと。市民の方は、多分今度の、ちょっと今あれは忘れたんですけど、電気の方のリサイクルができないような形。5年前に一応市民の皆さんには示しても、急にそれがマスコミなんかに出たときに、初めて聞くような話という形になれば、これはやっぱり親切、丁寧という形のところの問題になるかと思しますので、その辺の説明をどうなされてきたかという形を、一度お聞かせいただきたいと思っております。

2点目の、**水洗便所改造資金貸付金の返還収入**に関しまして、一応、今の説明で理解はできたんですけど、やはりこれをよく使ってもらって、やっぱり今の水洗便所の、どうしても今は8%ですか、今なってない部分が2,200件ぐらいあるという、水洗便所、その辺の部分のつなぐ部分を、1日も早くこれをつないでいただけるような努力をしていただきたいと思います。これは要望にかえさせていただきます。

次の、下水道使用料料金システム改造委託料に関しましては、これは今の説明で一応理解できましたので、結構でございます。

続きまして、不明水対策費用に関しまして、不明水に関しましては、いろんな形の管の違いという形で、そこで漏れてきたり、地盤が沈下してそこで漏れてきたりということ、不明水がふえて、その施設に流入する水が多ければ、それだけ施設の傷みぐあい早くなるということで、それをきっちり管理していかなだめだというのは、一応の理解はできたんですけど。それだったら、この不明水を調べる度合いですね。この700万円でやっていって、摂津市内の、一応それはもう年によって、初めに調べたところが何年後にはまた調べ直さなあかんという形はあろうかと思いますが、今の状況のままいったら、摂津市内一円の最終検査が終わるのは、どのぐらいの年度になるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、続きまして、ガランド水路親水施設管理事業に関しましてでございますが、たまたま私、日曜日にテレビを見ていたときに、テレビで河川の親水に関してのテレビをやっておりまして、そこで摂津市のガランド水路に関しましては、

前回お聞かせいただきましたような、光合成の形で藻がふえると。それは、どうしても下のフィルターとかその辺に巻きつくので、なかなか経費がかかるんで、清掃をきっちりやっていかなあかん。今、ご説明を受けましたような形で、それで流す水量を日を決めてとめて、それでそういう清掃費を浮かしていこうという形のことはお聞かせいただいたんですけど。そのときに、今、四国の愛媛県で、えひめA Iというような形の、これはきっちり私もわからないんですけども、そういうことの情報はどういう具合に得られているか。また、炭素繊維とか水草とか、そういうものを流す、また置くことによって、水をきれいにするというような、今、資料のとり方もされているのか。そのときに一番聞いたら、前回でもありましたように、塩素でやるのが一番簡単な方法であるけれども、それが飛散することによって、市民にいろんな形の甚大被害を与えるのはどうかと思われるという形なので、一番の目的というのは、生活水を再利用できるという形のもので、一応、前回お聞かせいただきましたように、国の方からもそういう形で表彰されていると。これは、水を流して、本当にそれを巡回するという形の、1つのこれは一番いいパターンで、毎日流したらいいけど、今の摂津市の現状では、そういういろんな取り組みで、何とかそれをとめないような形で再生しようという、最大の努力をなさっているのは理解できるんですが、これはやっぱり、水を満々とたたえた形で、そういう形ができないのか。今のような形、とめるという事業じゃなくて、またほかのEM菌なり、こういう形の、今、言いましたえひめA Iみたいな、そういうのを研究されて、それをどう、やはりそれを実験するには、また

それなりの資金は必要かと思いますが、これは費用対効果の問題で、これは試す価値があるという形でやるんなら、きちりやられた形で、やっぱりガランド水路は水を満々とたたえた形で、市民の憩いの場として再生できるような形の取り組みをお願いしたいと思いますので、この辺のお考え方をお示し願いたいと思います。

それと、平成17年度公共下水道事業特別会計補正予算の、安威川、淀川右岸流域下水道組合負担金のことに関しましては、今のご説明で結構です。

2回目を終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 不明水の関係で、どういうふうな今後、調査をしていくのか。最終、どういうふうになるのかというようなお話でございます。

この状況につきましては、非常に年度、いつで完了するか、こういうのはちょっとめどのつかないところが現実の話でございます。今現在、安威川以南の方の雨水整備が終わっております。延長、これ、26万メートルぐらい、もう既にできていると。ですから、そのあたりで非常に今、15年、17年で調査させていただいているのが1万3,000メートル、約13キロ程度でございます。ですから、このあたりのことを考えますと、非常に長期的な話になるかなと。施設自身も、その整備の年度によりましては、この調査の途中に更新ですとかというような形も、出てくるのではないかなというふうに思っております。

先ほど、接続点の7地点と申し上げますけれども、安威川以南全域が整備されるころには19か所の接続点も含まれてこようかと思っておりますので、最終年

度につきましては、今、何年度で終わるという状況ではないというところだけ、ご理解いただければと思います。

それと、ガランド水路親水施設の方で、維持管理に手を焼いている。藻の発生が非常に激しい状況ですから、その清掃に苦慮している。水を流す頻度を少なくすることで、藻の発生も抑えられるのではないかなと、ことし、そういうふうな取り組みにしてみたいなというふうに考えております。

私どもも、藻の発生を抑制するに当たりまして、いろいろ聞いてまいりました。先ほど、塩素でというお話もございました。確かに塩素は有効でございます。しかしながら、藻を退化させるだけの量の塩素をほり込みますと、今度は水生動物、植物ですとか、このあたりが生存できないというような状況もございます。ですから、このあたりの調整は非常に難しいところがあるかと思っております。

あと、ちょっと私、そのえひめAIという内容のものは、ちょっと今、初めてお伺いする内容なんですけれども、私どもも、下水道の方で担当しておりますし尿の関係、クリーンセンターの方でEM菌を今使って試行しているという状況でございます。このEM菌につきましては、私も非常に興味を持っておりまして、いろいろ聞いてみますと、何にでも効くといえますか、オールマイティな性格を持っている部分がございます。先だっても京都の国際会議場で、そのEM菌のそういう発表がございました。その折に、ちょっと参加させていただいたんですが、広島市の平和公園の横に流れております太田川というところがございます。この分につきましては、非常にヘドロが堆積してというような状況があったと。その報告の中では、EM菌でその部分が解消されま

したと、こういうふうな話を伺っております。ですから、私どもも、一度EM菌をどういうふうな形で使えるものか、考えてまいりたいと。大阪の方でも、道頓堀川の方で、EM菌を大量にまかれたことで、臭気等も非常におさまっていると。ただ、私どもで残念なのは、これだけの量をほりこめば確実に効きますよと。その費用の予算が確認できないところ。そして、それだけ投資して、本当に効くのかどうか。これはもう非常に私どもとして、その予算を計上するに当たりましては、試行で大きな費用を投資する。結果が出ればいいですけども、結果が出ないという状況の中では、非常に取り組みにくい状況にあらうかなと思います。ただ、EM菌は非常に身近なところに話題も出てますし、いろいろ取り組んでおられる方もございます。環境センターの方でもお使いになってますから、そこらの状況等いろいろ確認させていただいて、ガランド水路にも効果があるかどうか、そのあたりは一度、何らかの形で試してみたいなとは考えております。ですから、私どももそういうもので抑制できて、費用対効果の中で、今までの投資額よりも、その部分で抑えられるということが確認できれば、そういうふうな方向に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 下水道使用料について、説明責任は十分であったのかというようなご質問かと思っております。

これにつきましては、平成13年度以降については健全化計画等で、一定の使用料水準というのをお示ししてきたわけですが、それ以前につきましては、整備目標については、お示したものの、使用料水準について、十分に説明

をしてきたかと問われれば、不十分な部分があったと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 わかりました。今後、そういう形で推移する中で、先日、私、生活排水適正処理推進大会の案内を受けまして、参加させていただきました。どういふものかなと思うので、聞かせていただきましたが、浄化槽を普及することによって、下水道事業は別にしなくても、そっちの方が単価は安くおさまりますよというような形で、生活排水に関してのいろんな事例なんかで勉強させてもらったんですけど、そういう形のもので、言われる前に、やはり下水道は摂津市に対してはどうしても必要なものだという形の、今言われました説明責任に関して、やっぱり市民に丁寧にやっていただくという形を、要望しておきたいと思っております。

それと、ガランド水路に関しましてです。今、ご説明いただきました形で、これは費用対効果で、本当にそれを試すときには一大決心というのか、やはり効果を出すような形で取り組まないでだめだという、プレッシャーはあろうかと思いますが、やはりそればかり考えて待つよりは、やはりその予算を計上した中で新しいものを見つけ出して、ずっと今まで取り組んで、今後も取り組まないといけないランニングコストを考えた場合には、そういう新しいものにチャレンジしていただくという形も、お示しいたきましたら、それは市民の方にも一定理解してもらえらると思っておりますので、その辺の説明責任は、お互い、私どもも市民の方に説明していきたいと思っておりますので、一度そういう形にも取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、えひめAIというのは、すごく安い値段で、それぞれ家庭でもでき

るような形の取り組みで、それを今、本当に安い金額で取り組んで、その原液というんですか、それを市の方でつくって、みんなに分けておられるというような形でありますので、一回これも資料を取り寄せてもらって、検討していただきたいと。これも要望させていただきます。

不明水に関しましても、なかなかそういう形で進められている現状の中で、ご苦労はあろうかと思いますが、やはり1日も早く調査を終わらせて、その不明水の量を減らすことによって、施設を1日でも長くもたすような形で、今後とも努力していただきたいということを要望させていただきます。ありがとうございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 おはようございます。それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

1番目ですが、まず下水道普及率についてでございます。これは、今までにご説明があったように思いますが、再度、確認をさせていただきたいと思います。平成18年度における下水道普及率についてですが、平成16年度の全域では79.1%ということでございます。17年度では0.9%ほど伸びますよという前回の答弁がありました。だから、80%ぐらいになると思うんですけど。18年度ではどのぐらいの普及率になるのか、全域と安威川以北、以南に分けてご答弁をお願いします。

2番目に、資本費平準化債についてでございます。予算書の8ページ、款4、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金、これが23億2,625万7,000円となっております。18年度の資本費平準化債は10億6,500万円ということになっておりますけ

れども、これは下水道事業経営安定化計画の予算額と、計画されているのとちょっと違うのではないかと思うんですが、これとあわせて、どういうことになるのか、考え方を含めて、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから、3番目、下水道使用料についてでございます。補正予算書6ページ、款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料についてでございますが、4,350万5,000円の増額補正ということになっておりまして、総額で17億7,500万1,000円となっております。また、18年度予算においては18億2,600万9,000円とされております。下水道普及率も、当然、先ほどの説明では、下水道普及率が伸びるということもございましたし、また大口の下水道排除量が、大口の利用されている方、それが増加をしていくというようなこともございますけれども、いろいろ住宅情勢の話もありますが、もう少しこの辺もトータルに含めて、その見込まれている根拠となるものを、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、4番目、受益者負担金についてでございます。補正予算書の6ページ、款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目2、受益者負担金について、870万円増額をされております。約40%の補正ということになりますけれども、受益者負担金というのは新築とか新しく工事をされたときの一定の割合の負担額が生じると、こういうもんだったと思うんですけども、予測値とずれた何か根拠があったと思うんですけど、ちょっと分析できれば、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、5番目でございますが、水

洗便所改造資金貸付金返還収入についてでございます。この補正予算書の8ページの款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入で、560万円増額補正されておりまして、もともとの予測値より大体70%ぐらいの増額になったということでございます。これ、前もちょっとお尋ねしましたが、計画的に返還をされるということについて、計画されていると思うんですけど、前回の話では、いろいろボーナス前に取り立てをすると返してもらえることがあるとか。それから、以前からさかのぼって調査をして、いろいろ見つかって、後から返してくださいというようなことがあったりとか、いろんなものが含まれているということでございます。そういった面から、この70%ふえたという部分についてのご説明、ちょっと細かいことになりましたけど、今の分も含めてご説明をお願いしたいと思います。

それから、6番目、雑入でございます。補正予算書8ページ、款5、諸収入、項2、雑入、目1、雑入について。これは1億円を減額補正されておりまして3億2,006万7,000円ということになっております。平成17年度について、大体もうそろそろ最終赤字が、もう大体わかってきているぐらいかなと思っているわけですが、見通しとして、この補正もあわせて、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、7番目の分は、これはガランド水路親水施設の清掃料ですが、先ほどもご質問、ご答弁がありましたけども、18年度では水を流すのを、土日を一応やめようかという話がございました。それから、清掃が、今は2か月に1回、委託をされて清掃されていると思うんです

けど、具体的に17年度と比べて18年度の作業量的には、どの程度になる予測をされているのか。それから、金額も、先ほど説明もあったかもわかりませんが、金額と作業量とを、ちょっともう一度角度を変えてというか、もう少し細かい面ですが、ご説明いただきたいと思います。

それから、8番目、人件費でございます。18年度の人件費、下水道関連の人件費に対しては19名ということになっていきますね、予算書を見ると書いてありますが。平成16年6月30日に提出されています経営健全化計画の変更項目の中では、22名にしますよというふうになっていると思うんですけど。人件費の削減として22名体制を維持しますと、こういうことになっておりますが、18年度の19名ということについて、どのように理解をすればいいのか、一度ご説明ください。

それから、最後でございますが、下水道使用料の徴収漏れの対応についてでございます。以前の分で、これは非常に解決をしていかなければいけない1つの問題でございますけれども、今まで取り組みをされておりまして、17年度までにいろいろ取り組みをされていると思うんですけども、それとあわせて18年度の取り組みを、どのように対策をされていくのか、総括的にご説明をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 私の方から、ガランド水路親水施設の関係についてご説明いたしたいと思います。

今までは、平均月2回の清掃で、その折には水路部分のコケの撤去、それと防火水槽とポンプ井を兼ねております水槽の清掃、これを同じように月2回やっております。最終、一番最下流に池がご

ざいます。この部分につきましても年1回、清掃をするというような状況でやってまいりました。今回、18年度で、もともと、せせらぎ水路等清掃委託、それから防火水槽等しゅんせつ委託というふうな形で約1,000万円程度計上させていただいております。本当に頻度をどうするんだと言われると、非常にちょっとどうすればいいものかなと。今、私が期待しておりますのは、今後、暖かくなると。暖かくなれば、それだけ藻の発生量もふえてまいります。これからどんどん夏場に向けていきますと、2日ほどの水停止をすることで、コケは乾燥するんじゃないかなと。せんべい状のような形になりはしないかと。そうすると、その部分の清掃たるは、非常に容易にできるんじゃないかと、こういう期待を持っております。ですから、ポンプ井のコケの撤収については、やはり万が一の防火用水にも使わなければならないですから、そういう部分の清掃は必要というふうに考えております。ですから、今までと、その委託の内容につきましては、多少内容を変えていかなければならないんですが、実質的にはコケの清掃、そしてポンプ井の清掃というふうな形で、ただ、実態を見ながら、今まで行っておりました月2回の清掃を月1回にできるのか、2か月に3回というような形ででも回数を減らして、清掃の費用を軽減していきたいというふうに考えております。

普及率の関係ですけれども、平成18年度では、先ほどの説明の中で、全体路線で大体3.2キロ。18年度の目標としましては、市全体で81.4%程度の普及率に持っていきたいと考えております。合流の方で0.05%の伸びを考えております。その中で、ほとんど変わりませんが、合流区域では9

2.7%程度。分流におきましては、1.6%程度の伸びを考えておりまして、分流のエリアとしましては70.9%と、細かい数字にはなりませんけれども、その程度の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 資本費平準化債の発行額について、安定化計画との差ということでございますけれども、平成17年度の経営安定化計画では、10億6,500万円としておりまして、予算額と同額になるかと思っております。

3点目の、下水道使用料でございますが、平成18年度の使用料の見込み、どのように見込んだのかということで、件数の伸び率としては4%程度ふえる、水量で5%程度ふえると見込んでおります。さらに、過年度分の収入、これは大体2%ぐらい見込んでおりまして、それを合わせたものが予算額18億2,600万円程度になるということでございます。水量が伸びる原因というのは、大きくは先ほど言いました大口の事業所の排除量がふえると見込んだものでございます。

4点目の、受益者負担金が870万円増額補正になっているという点でございますが、これは催告、面談等、日曜日、土曜日にも出かけまして催告をしていると。こういったことが徴収率の向上につながっていくと考えております。同様に、貸付金につきましても、面談等を積極的に行っております。こういった関係で、大幅にふえております。

6点目の雑入で1億円減らしている、実質収支の見込みがどうなのかというお問いでございますが、雑入部分、これにつきましては、財源として確定しておりません。今回、これを1億円減らしたことで、最終的には3億2,000万円の

雑入の額となると。これが最後に入っ
てこなければ、これが実質の赤字額になっ
てくると。ですから、実質収支の額とし
ては3億2,000万円ぐらいになると
考えております。

それから、使用料の徴収漏れというこ
とで、18年度の取り組みというお問い
でございまして、今現在、大体51%程
度の回収をしております。分割納付等
もかなりございまして、今後、さらに
徴収率、回収率としては上がってくると
考えております。しかし、中には請求を
したものの、一度も納付していただけな
い方もおられますので、そういった方々
については、引き続き直接面談等を行っ
ていって、理解を求めていくしかないの
かなと考えておるところでございまして。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 先ほど、ちょっ
と人件費の件を忘れておりまして、申し
わけありません。

人件費につきまして、平成18年度で
は、下水道業務課6名、下水道管理課5
名、下水道整備課8名の、合わせて19
名の体制としております。健全化計画の
方で22名体制としている。私どもとし
まして、会計上19名でお示ししており
ますが、本来、特別会計の3名分、この
部分を一般会計の方で補っていただい
ているという状況にございまして。です
から、そういう形の中では、体制の22
名は維持できているという状況にござ
いまして。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 3点目のご質問
の中で、使用料、平成17年度の補正予
算で増額している理由というお問いが
ございまして、これにつきましては大口
事業所からの排出量が大幅にふえたとい
うことから、増額となったものでござ
いまして。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それじゃ、再質問をさせ
ていただきたいと思いますが、1番目の普
及率については、安威川以南でも、よ
やく70%台に乗るということでござ
いまして、以北はもうかなり達成されて
おりますので、以南については、再度努
力をしていただきたいということで、こ
れは要望になるわけですが、やっぱり
どうしても後発になっておりますので、
その辺の格差が出ておりますので、こ
れは計画性を持って努力していただき
て、安威川以南について進展させてい
たいただきますように、これは要望とさ
せていただきます。

それから、2番目の、資本費平準化債
について。これはそうでしたか、計画ど
おりでございましたか。18年度以降の
予測、これも事前には聞いたかもわか
りませんが、住宅事情もちょっと、
先だつての委員会のときにも、建築指
導課なんかは、少し住宅事情がふえて
きましたよというようなこともあったり
しまして、そういった面も多少は影響も
あるのかなと思っているわけですが、
そういったことも踏まえますと、ちょ
っとこの下水道安定化計画よりも、先
ほどの赤字予定額も聞きますと、ちょ
っと改善が早いのかなというふうな予
測かなと思ったりもするわけですね。
そういった意味合いの中で、この下水
道の平準化債ですね、今後の計画をお
示しを願いたいと思います。

それから、3番目でございますが、
下水道使用料について、これも先ほど
申しましたけど、安定化計画のとき
ですと、18年度で言うと18億円程
度であろうと、こういう見通しにな
っていますね。もう少し2,600万円
ほど多いということで、この乖離を
していることについ

て、この計画に則すと、この辺のことはどのように解釈をしていけばいいのか、解釈されておられるのか。先の見通しとあわせてですけど、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、受益者負担金でございますが、これは非常に努力をして、休日の面接なんかもされて頑張ってもらったということが効果として出ました部分でございますけれども。以前に委員会で、受益者負担金の徴収漏れ、これは完了届が出てなくて、それがもとで受益者負担金をもらえなかったというようなことが何件もあったということでございまして、それを改善いたしますということでございました。それから、業者に対してもいろいろお知らせをします。それで、完了届をきちっと出してもらうようにしていくということでございましたけれども、しますということでしたね。ちゃんとされたと思いますけど、どのように具体的に完了届がちゃんと出るようにされたのか、一度お示しください。

それと、収入として、未済で残っている部分については、ちょっと今、答弁するのは難しいかもわからないので、一度またこれが終わった後で結構でございますので、表を訂正したものがあれば、それをいただきたいと思います。

それから、先ほどの完了届の分です。問題が発覚して、きちっとやりまうてから以降については、ちゃんと出ているのかについて、それもあわせて教えてください。

それから、5番目は、これも努力をしていただくということでございましたので、わかったんですけども、先ほどと同じ、過去のいろいろ未済額の分等もありましたので、また後日ですけど、これは中身をちょっと教えていただきたいと思

います。

それから、6番目でございます。雑入についての先ほどのご答弁で、3億2,000万円、今のところ予測としてはそのぐらいですねという話でございました。これは最新、もうちょっとこれはどうなるかわからないところもあるんでしょうけども、これは先ほども言いましたように、健全化計画に比べると、ちょっと早目の回復というか、そういう感がするわけですけども。対応として、例えば17年度だったら、16年度の不用額を下水を伸ばすのにちょっと入れましたよというようなご答弁がありましたね。そうやって安威川以南の部分の少しでも上げようというふうな部分に充当されるという考え方もあるし、また、先ほど料金の話もありました。料金改定が19年という予定になっておりますけれども、これを少しでも抑えようという考え方があると思います。どういう考え方があるのか、この健全化計画がちょっと早目の回復をしていくということについての考え方について、一度ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それと、7番目の、ガランド水路の清掃について、あいまいで、ちょっとよくわからない。これからいろいろ考えますわという話のように感じられましたけども、余りこれ以上聞いても答えは出ないと思いますけど、これは先ほどもありましたように、あれだけ水を流しながら減額をするということは望ましいわけでございますが、さまざまにやっぱり知恵を絞っていただいて、検討していただきますように、これは要望とさせていただきます。

それから、8番目の人件費については、22名は22名ですよということでございまして、3名分が一般会計の持ち出し

というか、見てもらっておりますという
ようなことになっておりました。これは、
そうすることによって、下水道会計に入っ
てこないということになりますと、この
健全化計画ですか、これと考え方は同じ
ことになるんですか、それともまたちょっ
と変わるんじゃないんですか。会計が違
うことになると、変わってくるのではな
いかなと思うんですが、それは問題ない
のか、ちょっとお示してください。

それと、下水道の徴収漏れについてで
ございますけれども、これは改定したも
のを、できれば17年度終わったぐらい
のときに、資料として最新のものを、ま
たいただきたいなと思っておりますので、
これはまた委員長を通じて要望させてい
ただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 経営健全化計画と全
体にかかわる問題が中心になっています
ので、その辺、整合性を持って答弁して
いただきたいと思えます。

それと、予算を計上するに当たって、
この未徴収の関係も資料としてお持ちだ
と思うので、今、示せる範囲で、また答
弁してください。

山口参事。

○山口下水道管理課参事 4番目の質問
の分で、排水設備の完了届が出ているか
どうかということで、前回のときに21
件の分が完了届が出てない物件がござい
ました。そのうち19件は出ておりました、
あとの2件は文化住宅でございまして、
文化住宅の部分的にされておられますと。
あと、合わせてまたしますということ
で、その2件の分はまだ提出はいた
だいておりません。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 平準化債の今後
の見通しということで、今現在、健全化
計画でも3か年、16、17、18年度

の平準化債の発行を予定しておりますけ
れども、それ以降、現時点では平成21
年まで継続して発行したいと考えており
ます。額的には11億4,000万円を
超えるような額だったかと思えます。3
か年で、ちょっと今、金額がはつきり出
てこないんですけども、ほぼ11億円を
超えるような平準化債の発行を予定をし
ております。

3番目の、安定化計画と下水道使用料
の乖離、二千数百万円の乖離をどう考え
るのかということでございますけれども、
安定化計画でなかなか精度のいいものを
お示しすることはなかなか難しいという
ことで、どうしても予算との乖離という
のが発生してまいります。特に大口事業
所等については、なかなかつかみにくい
ところがございますので、そういったも
のが安定化計画との乖離になっていると
考えています。

それから、収入未済額等について、後
日、表の方はお出ししますけれども、現時
点で把握しておりますのは、受益者負担
金については、現時点で1,400万円
程度の滞納となっております。貸付金に
つきましては、1,170万円程度の滞
納となっております。それから、雑入の
ところで、健全化を上回るような実質収
支の減りよう、赤字額の解消が健全化計
画を上回っていると。健全化が進んでい
るということでございますが、これと料
金改定との考え方ということでございま
すけれども、確かに健全化計画を上回っ
て赤字は減少しておりますけれども、料
金改定ということについては、今後の収
支見通しがどうなるのか、さらには受益
者負担というような観点からも考えてい
く必要があると思っております。赤字額
が減っていることが、経営状況である
とか、経営体質をあらわすものでもない

ということでございまして、本質的な問題というのは、経営の健全化体質に改めていかなければならないと。こういったところが料金改定をする上で、考えていくべき内容ではないかと思っております。

それと、人数が、健全化計画以上に職員数が減っているということで、これと健全化計画との関係ということでございますけれども、これは効率的な維持管理を進めていると。健全化計画以上に効率化を図っているということでございます。また、一般会計の方で予算措置していただくことで、下水道特別会計にとっては、大変ありがたい話でございます。これは、先ほども言いましたように、下水道職員が実際には一般会計の方の事務にも携わっているということから、財政方と協議して、そういった振り分けを行ったものでございます。いろいろ一般会計の方にも協力をいただいて、下水道の健全化に努めているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 最後にしたいと思っておりますけれども、平準化債についてお答えをいただきました。もうちょっと明確に、多分、資料が別にあるんだろうと思っておりますので、これはまた後日、資料等でいただきたいと思うんですけれども。やっぱり、これは平準化ということで、計画の中ではやっていかな仕方がないと思っておりますので、計画性を持って、これは取り組んでいただきたいなと思っております。

それから、3番目の、下水道使用料についてでございますが、この上がった結果が、大口の下水道の排除量がふえたということばかり強調されておまして、ほかのことは余り関係ないようなというか、そのように見受けられるわけですけど。それほど大口の排除量がふえたとい

うのであれば、もう少し、こういった件数とか、こういったことでふえたのか、これだけちょっと示していただきたいと思っております。

それと、4番目の受益者負担金でございますが、本当は完了届が出るような対策をいろいろ言ってはりましたけど、いろいろ通達をしたとか、するとかいうのを言うてはって、もう本当はそれを、こうしました、ああしましたという答弁をいただきましたかったんですけど、それはちゃんとされたんだろうということで、以後は出てきておりますよというふうに解釈したらいいのかなと思うわけですけど。これは、やっぱり前にも言いましたけども、まず、完了届をちゃんと出すということについては、やっぱり出すべきものはちゃんと出すということ、きちっとやっぱり業者に、出さなければ摂津市はうるさいというスタンスをきちっととり続けていただきたいと思っております。出すべきものを出さないというところから、やっぱりそういう見落としが始まったりとか、やっぱりいろいろ業者に、摂津市はこういう市だというふうになってしまうといけませんので、これはほかのも全部共通した考え方ですけど、これはきちっとしていただきたいと思っております。要望しておきます。

それから、過去の未徴収の分につきましても、しっかりとこれは徴収できるように、これもお願いをしておきます。4番は要望で終わります。

それから、5番目もそうですが、下水道料の徴収については、これは前も言いましたけど、余り強烈的な取り立てというのは、これはまたご本人のこともありますからいけませんけれども、しっかり計画性を持ってやっていただくことを、これは議題にしなければ、ついなおざりに

なりますので、今回も取り上げさせていただきますし、やっぱり忘れることのないように、しっかり取り組んでいただくように、今回、質問させていただきますので、よろしく願いをしておきます。

それから、雑入関連につきまして、ちょっとよくわからない説明なんですけど。健全化計画をつくって、これはちゃんと公式に大阪府の方に出して、これで健全化していきますということでございまして。それは改善率がいい方がいいわけございまして、早く改善できるということはいいいことでございますけども、プラス、やっぱり市民の負担とのバランスというのは、やっぱりあるわけございまして、改善を急速にしているのに、当初に組んだ値上げをしていかなあかんのかということもあると思うので、その辺はバランスを考えて、それから普及率、不公平の問題、非常にバランスを考えていかないと難しい問題だと思うんですけど、この辺のバランスをしっかりね。一番いいのは、負担は少なく、普及は早くと。これが一番いいわけで、そんなことは言われないので、この辺はバランスよく、本当に今後、取り組んでいただけるように、これは要望しておきますので、お願いいたします。

それから、人件費の件は、これは別にいいとか悪いとかいうことじゃないわけですけど、19名と書いてあるが、実は22名体制なんですよということでございまして、さらにこれは業務として、やっぱり効率化を図りながら、これ19名で業務をこなしているんですということであれば、これは頑張っらっしゃるなと思ったんですけど、そうでもないんで、これは見かけ上はそうだと、けど実際は違うんですということですので、本当に効率化を進めていただいて、効率化と、

それからミスが発生するとかいうことは、また相反するものがあります。でも、やっぱり全庁的には一人一人能力を上げて、力を発揮できるような職員を目指していこうということもございまして、これは下水道関連としてもしっかり目指して、頑張っただきたいなということで、これは要望させていただきます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 使用料の内容でございましてけれども、大口の事業所ということで、これは具体的には新幹線基地からの下水の排除量というのを見込んであるわけございまして、新幹線の方では、徐々に敷地内の排水設備をやっておられることから、平成18年度については、大部分のものが公共下水道に入ってくるという見込みがあったものでございます。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

原田委員。

○原田委員 16年度の決算審査の折にも、ちょっと指摘をさせていただきましたけど、ご答弁もいただいておったわけですけども、公共下水道、18年度末478億円の起債残高になります。莫大な起債を背負っておるわけですけども、やはり、そうした起債残高を減らすという取り組みが、なお一層必要かというふうに思います。

そこで、申しあげました集中管理室の維持管理業務委託料は、やはり18年度も2,850万円計上をされております。決算の折にも、この仕様書の見直しをやるようにという指摘もいたしました。どのようにされたのか、お聞きをいたしたいと思います。

これに関連をいたしまして、集中管理室のテレメーター装置の改造委託料とし

て480万円が上がっております。同時に、集中管理室のテレメーター装置の定期点検委託料が227万6,000円上がっております。この内容等についてお教え願いたいと思います。

それから、集中管理室の取水ゲート施設の保守委託料として、これ241万5,000円でございます。これは、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の内容ですけれども、集中管理室の契約におきましては、今年度も4月は随意契約でさせていただいて、あと残り11か月は指名競争入札というふうな形でさせていただきたいと、このように考えております。やはり、集中管理室で3月から4月にかけては、やはり降雨が結構大きく降る場合がございます。その中では、やはり従前の形で浸水被害をできるだけ発生しないように、そういう形の中では、いかに早く取水口のゲートを操作するかということが、大きな内容になってこようかと思っております。ですから、そういう形で努めてまいりたいと。

仕様書の方につきましても、今、やはり配置人員、これが非常に難しい状況になっております。やはり、降雨の多い時期、雨期から外れている範囲、ここの応援体制の部分を今、考慮しているわけですが、これを今以上にさわるとなりますと、今度は心配する部分が非常に多くなってくるというところで、今の現状の体制のもとで、管理させていただけたらなど、このように考えております。

それから、集中管理室テレメーター装置改造委託料480万円計上させていただいております。これは、今現在、集中管理室で管理しておりますゲート、あるいは除塵機、こういうふうなものが要所

に整備しております。私どもとしましては、本来、公共下水道で雨水も整備をしまいたい状況にはございます。ただ、今現時点では汚水先行型という形での整備をしております。私どもの雨水計画の中では、既存水路の活用というふうなところも視野に入れておりますから、テレメーターを配置している部分の水路ゲートの操作ができる範囲のところ、これで特に私どもとしましては、東別府地域、あるいは別府、このあたりの水路の水位の上昇をいち早く感知したいと。それで、この装置につきましては、要は私どもが設定しております水位に達しますと、携帯電話をもって連絡が個人に入ると。その個人に入ること、速やかに出動体制を組めると。今までですと、やはり雨がこんだけ降ってきた。我々は平常時といえますか、日常であれば、そういう雨の強い、弱いを確認できますけれども、休みの日ですとか、あるいは夜間、こういうときの状況の中では、非常につかみづらいところがございます。そうした形の中で、本来ですと市民の方が、こういう状況になっている、大変やということ、宿直室に電話が入ってきたりという形で。それから私どもの方へ連絡が入ってくると。この時間差をできるだけ短くして、そういう浸水の軽減を図りたいというふうに考えているものです。ですから、いち早く連絡体制をとって、いち早く初期活動に入れる状況をつくるがために、各そういう施設のテレメーター、ことしは4か所ほどこれで考えておるんですけれども、そういう対応のできる改造をしまいたいというふうに考えております。

それから、集中管理室テレメーター装置定期点検委託料ということですが、これで227万6,000円を計上させて

いただいております。この内容は、テレメーター施設が約25か所程度市域に配備いたしております。この配備した形の中では、設置年度、これがずれてといたしますか、整備年度にあわせて設置のずれがございます。そういうふうなところから、やはりこのテレメーター装置が故障となりますと、非常に我々が戸惑うところでもありますし、非常に不安感がございます。ですから、これが定年的な形の中で、順次、テレメーターの点検をしているという状況でございます。そういう形でそれぞれの親機、子機の状態が常に正常に保てる状況を維持したいというところで、この定期点検を実施しているという状況でございます。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 続きまして、ポンプ場管理事業の集中管理室取水ゲート施設保守委託料、241万5,000円の委託内容でございますが、出水時の緊急体制に対応すべく、浸水対策施設でありますゲート及び除塵機等の維持管理を充実するために、保守点検を委託しているものでございまして、委託概要でございますが、保守点検27施設ございます。それと、ゲートの点検整備が30門。それと、除塵機の点検整備が17機ございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 まず、集中管理室は24時間体制でやっているということで、平均、月の単価が254万6,250円ということになります。それにもかかわらず、降雨、大きい雨が、あるいは少ないとき、これは昨年、指摘もいたしました。これで、3月、4月は雨が多い。降雨時が非常にあるということでありますけれども、そういう体制を日常的にとっていただいているのと違うんですか。そのもとで、

年間の委託料として2,850万円はろとるんやからね、それ以外に体制がないということで、おかしいんじゃないんですか。

テレメーターですけれど、これもいわゆる、たしか自動のやつを導入されたと聞いておったんです。大きな雨が降った場合については、自動的に操作が働いて、すべて浸水対策ができるというふうに我々は思っておるわけで、ここでこういうことをやらなきゃならんということ自体が問題なんです。自然的にこういうことがあれば、じっと処置ができるという体制をつくられているように思うわけですが、少し不思議に思うわけですが、もう少し説明していただきたいと思いません。

ポンプ場のゲートの保守点検であります。これも日常的にポンプ場の管理がちゃんとおられるわけですから、それで故障すれば、きちっと修理をするという状況で、ボタン操作でやるわけですから、これらについても、今、手作業じゃないと思うんですよ、すべてがね。この説明については、ちょっと不十分だと思いますので、再度説明していただきたいと思いません。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の件に絡みまして、確かに委員ご指摘のとおり、24時間体制をとっております。集中管理室の中では、それぞれの地点の水位までは確認できない状況でございます。私どもも降雨の時期になりますと、やはり今、パソコンでも、インターネットの中で気象状況を追跡するような確認ができる状況でございます。ですから、そういう状況の中で、今後、その雨雲がどういうふうに進むかだとか、いろんな形の中で、また施設、私どもですと、本

庁とそれから鳥飼の集中管理室、その部分と電話連絡でもって、こっちは雨はこうだが、そちらの雨はどうだというような確認もとると。あるいは、違うところで確認がとれるところについては、また電話連絡なりの中で確認をするという状況でございます。

私どもとしましては、本当は水路のそういうポイント、ポイントの中で、どういうふうな水位になっているかということが信号で送られるようなものができていけばいいんですけども、今はそういう状況ではありません。ですから、本来はテレビカメラがついてて、その場面が映し出されて、その水路の状況がどこまで水位が上がっているかなとか、そういうところが確認できることが一番ベターかなとは思っております。

今、気にしておりますのは、この集中管理室のテレメーター装置改造という形の中では、確認のできない範囲のところ。それと、もう一つは、まだ農地が混在しておりますから、雨期と用水期とが重なる場合、その折にゲートが閉まっていたばかりに、排水がスムーズにいかない、こういうゲートもございます。ですから、必ずしも取水口だけのゲートで対応しているんじゃないし、やはり要所の部分で水路の水位がつかめることで、この水位が来ればゲートを上げるべしと。この発想を持って、できるだけ浸水箇所の軽減に図りたいと。その水位が来ることで、私どもも浸水対策上、初期防災班という形で、下水道班ではいち早く駆けつけて、いち早く現場へ走ると、こういう体制をとっておりますけれども、それも先ほど申し上げましたように、市役所から連絡をいただいて、大雨洪水警報が出た場合は自発的に夜間であろうと、休みであろうと走るわけですけども、それが発生

するまでも、やはり部分的には気になる部分がございます。ですから、そういうところの部分については、いち早く、その水路の水位をつかむことが、浸水に対して水路からのオーバーフロー、あるいは水位を下げてやることで、周りの取水がとりやすくなると、こういうふうなことを考えております。

ですから、今、システム的には職員の数名の範囲のところの携帯電話に、水位がこのぐらいになったから注意とかいう形での信号が送られていると。それによって、1人でなくて複数に送られてきますから、その複数の人間がいち早く駆けつけるとともに連絡もするという形で、早期体制を整えたいと、こういうシステムを考えているという状況でございます。

確かにテレメーターで自動的に取水口の開け閉め、あるいは除塵機の作動、これをしているのは事実でございますが、水位がつかめないというところが、我々の一番困るといいますか、特に東別府ですとか、別府の一部、このあたりが非常に気になりますもんですから、こういう施設を改造していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、ポンプ場施設保守点検委託料ということでのお問い合わせですが、この分につきましても、やはり公共下水で携わっておりますポンプ、三ツ樋ですとか、あるいは番頭面、それ以外にもポンプをつけているところがございます。そこらの部分につきましても、やはり常に稼働ができる。やはり定期的に点検しておかなければ、やはり自動といいましても、ごみがちょっとかかるだけで、そのフロートスイッチにごみがひっかかる、あるいはフロートスイッチに対して何かが作用することで作動しない、こういうこともございますし、ときにはポンプに巻きつ

いて、ポンプの動きが鈍くなって、本来の機能を発揮してくれない、こういうこともございます。あるいは、止水弁等のポンプが稼働停止のときの弁が動かない、こういうときに問題が生じますから、やはり定期的な点検はどうしても必要な作業になってこようかなと、このように考えています。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 まず、集中管理室という位置づけ、これについて月額254万円支払いしているんですよ、支払いするんですよ。そして、市内の25か所の施設の管理をしてくれという委託を、ちゃんと契約を結ぶわけですね。これについては、私は、雨期もあれば乾期もあるので、これは見直しをして、乾期をどういう判断をするのか、雨期をどういう判断するのかというのを、一遍、仕様書の中でやってほしいと。そして、わずかでもいいけれども、やはり経費の削減を図らなければ、478億円の起債の償還というのは、到底及ばないということで、以前にも質問をして、改善をしてくれということでした。今言われたように、モーターに巻きついてと。これは日常で点検が必要でしょうけれど、そのことも含めて、維持管理の委託料として払っているわけです。同時に、周辺にまつわるといっても、撤去してほしいと。維持管理をきちっとしてほしいと。この委託料として2,850万円を執行するわけですから、これを理由づけて、東別府や別府地域ということで、これは既にポンプも設置されていますやんか。先日も私、見に行きましたら、雨が降っているとき。いわゆる、鳥飼水路に勢いよく放出されているという状況があります。こういう状況があれば、安心であるわけです。

だから、日常的に点検さえしておれば、

今、地域にも水利員さんがおっていただいております。この方も降雨になれば走って行って、いわゆるゲートを上げなきゃならないと。そういう作業があるんだということで、地域でも守っていただいているわけですからね、こういうことについて、経費の節減をどのようにするのかということをしているわけです。

テレメーターの装置の改造委託ということで、新たにしていこうということがあります。この効果を十分発揮していただいて、こっちの経費を削減するというふうに取り組んでいただかなければ、こっちはこれで出すんだということでは、ちょっといかなの違うかなというふうに思います。もう一度見解を伺いたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の維持管理という業務の中では、今、ゲート、除塵機等の操作、それと日常的、晴天時にごみの状況を確認するなどして、撤去を行っているという状況でございます。そういうふうな形の中で、ポンプですとか、除塵機の稼働までは面倒は見ますけれども、ポンプの性能ですとか、除塵機の不具合、これは具合の悪いのは確認できようかと思えます。ただ、機械物ですから、そこまでの保守点検、これはやはり専門家でないといけない部分がございます。ですから、日常点検は晴天時にいろいろな角度から目視、あるいは操作というふうな形の中で確認すると。ポンプ施設ですとか、そういう機器につきましては、やはりポンプの引き上げをもって外装の確認、あるいは中の確認、あるいは電気抵抗値ですとかいうものもございます。ですから、そこまではなかなかこの流れの中では、非常に難しいところがあるかなと思えます。

ですから、集中管理室という形の中で

は、24時間の中の3交代という形でしておりますし、雨期の対応としては、1名応援体制をとるとか、本来、張りつけておけば、なお以上、安全は求められますけれども、委員ご指摘の経費削減のためには、やはりいざというときには、張りつけじゃなしに応援に走ってきていただくと、こういう体制の中で、できるだけ経費を抑えてまいりたいという努力は、我々としてもいたしておるという状況でございます。

ですから、年間を通じまして、平均にすれば254万円という話にはなりませんけれども、操作の委託と、それから機器の保守点検、この部分は作業内容としまして異質な部分がございますものですから、分けさせていただいているという状況でございます。

私どもも、できるだけ、ですから施設管理と機器管理の違いがあるというところが、我々もちょっと説明不足で申しわけないんですけれども、実態としましては、日常点検というのは、あくまでも目視、機能管理については、やはり専門家という形での保守点検が必要というふうに考えておりますので、こういう予算体系をとらせていただいているという状況でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 余り仕様書の中身までということにはならんけれども、例えば定期契約をしておいて、管理委託をしておいて、先ほど次長が言われたように、例えば非常事態ができた、あるいは降雨があったと、こういう場合については実費支給という方法もあるわけです。これは水道部の方でも、いわゆる夜間の緊急対策ということで契約をしておいて、そして、いざ出たら、応援体制が例えば2名要るということになれば、その分につい

ては実費支給をして精算をするというような方法もとっておるわけです。

24時間、3交代ということではありますが、実質考えれば、それだけの人は要らないというふうに考えるわけですね、先ほど申しあげましたように。すべて、ずっと24時間張りついておられない。私は現場を見てるからね、そのことを言っているわけですね。それは必要のない時間もあります。先ほど言うように、こんな晴天時に何も必要ないんやから。しかし、降雨が心配される時期、予報も出ている状況の中で判断をすればいいわけです。ですから、そこをもう少し、経費節減に努力をするべきではないかという提言を、しっかりとらまえていただきたいというふうに思います。

施設の点検委託等、さらにこの事務所の業務管理委託、僕は少し類するものがあるという判断のもとで、質問もいたしております。全くそれと別個やねんということであるならば、それでもいいです。しかし、この業務管理委託料について、非常に検討しなきゃならないということがありますので、18年度の執行に際しては、そういった意見も踏まえて、慎重にされるように要望しておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 2点だけ質問させていただきます。

議案第13号の公共下水道事業特別会計補正予算、12ページ、目2、下水道整備費、節15、工事請負費で、8,000万円の減額になっておるんですけれども、これは平成17年度の当初予算では4億1,000万円だったと思っております。その中で8,000万円の減額がされておる。このことについては、やはり工事に伴う諸条件、埋設同意がとれないとか、

周辺の同意がとれないとか、いろんな形で工事ができないということで8,000万円が減額をされたと思うんですけども、その内訳についてお聞きをしたいと思います。

それと同時に、18年度は同じ工事請負費で4億円の予算が計上されてますね。これは、17年が4億1,000万円で8,000万円の減額をされておりながら、18年度の当初予算が1,000万円減っていると。当然、これは前年度の8,000万円、工事ができなかった分についてのお金については翌年に繰り越して工事費を増額すべきだと、私は基本的に思うんですけども、その辺は今の厳しい財政状況の中で、公共下水の工事をやはりペースダウンをしていくという方向性については承知をしておりますけれども、一応この間の代表質問でも申し上げましたように、18年から23年度の財政運営については、ほぼめどがついてきたという状況の中では、やはり安威川以南と以北については、先ほど答弁にもありましたように、安威川以北が92%の中で、まだ安威川以南については70%そこそこであるということになりますと、やはり20%の普及率の差というのは、同じ摂津市の市民でありながら、安威川以北に住む人間と、安威川以南に住む人間の、やっぱり快適な生活環境という面では大変格差があるわけですね。非常にトイレが水洗化されて、快適な生活環境が保障されている安威川以北の市民と、安威川以南の市民は、まだくみ取り式で、やはり快適な生活環境が保障されないということでは、やはり市民の中で不公平感、不平等が生じるということを、私はできるだけ避けていくべきだと思いますし、そういう点では、やはり事業について、前年度より減額をされてい

くということについては、やはりその姿勢に対して若干の疑義を感じます。そういう点では、基本的に担当部として、そういう公共下水道の工事について、取り組む姿勢の基本的な考え方について、お聞きをしたいと思います。

もう一つは、下水道管理費の中で、8,121万6,000円、安威川、淀川右岸流域下水道組合負担金が減額をされております。そしてまた、下水道整備費の中でも、やはり1,006万1,000円の減額をされておりますけれども、これはいろいろと改善をされていった結果だと思うんですけども、その減額をされた理由、原因について、お聞きをしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 まず1点目でございます。17年度工事請負費の8,000万円の減額という内容、内訳ということでございます。内訳といたしましては、まず落札差金が、落札率が約85%という中で、約6,000万円の落札差金が出ております。その中で、そのもう1点といたしましては、17年度予定させていただいておりました工事の中で、淀川河川沿いの工事1件がございます。河川の区域内へ污水管を入れていかなければならないという工事でございます。前年度に河川管理者とも協議はさせていただく中で、ある一定めどがついた中で予算計上はさせていただいたんですが、今年度、新たに占用許可という形の中で出させていただく中で、河川サイドとしましては、堤防を守りたいという形の中で、河川区域ぎりぎりのところに管を入れていきなさいという内容がございました。現実、私どもが入れていこうとします河川区域との境界線には、沿道住民の庭が、占用された形の中で連立しておる

という話の中で、通常、そこが道路であったりとする中では、すんなり河川占用がおりていったわけなんです、今の庭先に入っていく状況の中では、やはり我々としても庭先を侵すわけにまいりません。ですから、側道の道路沿いに入れていきたいという形の中で協議を進めておったんですが、担当者が変わられる中で、基本原則を出される中で、国土交通省の許可をいただくのに時間をかなり要してしまったものですから、今、協議を進める中で、ほぼ一定、執行の見通しがついたものですから、次年度へこの1本1路線100メートルの工事なんです、それはおくらせていただいた。この内容によって、約2,000万円の減額という形の中で、一応17年度、8,000万円の減額とさせていただいております。

18年度予算につきまして、17年度、4億1,000万円、それが4億円になるとるじゃないかと、減額することは何事だという話になるんですが、まず17年度につきましてなんですが、健全化計画の中で、やはりこの財政難の中、余り多く伸ばすこともできない状況の中では、健全化計画の中では、事業費ベースで普及率の伸びとしましては約0.7%伸びを考える中で、事業費としましては約3億6,000万円という形の中で推移していこうというふうな思いでの計画でございます。しかし、17年度につきましては、不用額の内容、せっかく勝ち取った予算を不用額として処理してしまうことはよくないことじゃないかということで、委員各位からのご指摘もございましたので、17年度につきまして不用額処理の関係の中で、5,000万円を上積みさせていただいた形の中で、4億1,000万円という形の中で、0.9%の伸びで実施をさせていただいたわけでご

ざいます。

18年度につきましても同じ内容で、17年度について8,000万円の減額となっております。その中で、工事をおくらせていただいている内容もあるんですけども、その中で、あと我々の執行体制の人員の中で、住民のサービスを低下させない範囲の中で、執行差金を次年度へ上積みさせていただいたと。その中で4,000万円を積みさせていただいていると。少し前年度とは1,000万円の減額とはなってございますけれども、実際、事業を執行する上においては、少しでも安威川以南の整備を考える中で、伸ばした中で、事業費として計上させていただいたという内容でございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 流域下水道組合の維持管理負担金、8,100万円ほど減額になっている理由ということでございます。

大きくは中央処理場の経費が減ったということと、前年度からの繰越金が発生しているということでございます。前年度の繰越金については、2,300万円程度発生しております。中央処理場の費用については、これは脱水ケーキ、これを場内において溶融処理しているものと、それから場外に搬出しているものがございまして、当初はこの場内での処理というのがやや少なめで、場外へ搬出する委託料、こちらの方をかなり見込んであったものの、これが現実、実際には下水の量が減っている、さらに下水汚泥量も減っているということから、場外搬出量が減ったということで、委託料が大きく減額になっている。委託単価の方も見直されたというふうに聞いております。また、溶融に使うコークス、これについても購入量が大幅に減ったというふうに聞いてお

ります。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 下水道整備の流れの中で、安威川以北と以南の普及率の格差、これをどういうふうにするんだと。快適な生活を供給するのは公平に行うべきではないかと。これはひとつ、これだけの差があるというのは、やはり着手年度の違いもあるという事実はございますが、私どもとしましては、今年度の計画の中で、安威川以北の伸び0.05%程度に対しまして、以南1.6%を目指すという形の中で、できるだけ格差を早期に埋めてまいりたいという状況で、汚水整備を進めてまいりたいと。やはり、いち早く下水が全市域に整備され、皆さんが同じ状況の快適な日常生活を送られる、これがやはり一番基本かと我々は考えておりますので、今後も安威川以南に向けて、整備促進に努めてまいりたい。ただ、予算上、非常に厳しい状況にはありますが、その格差をできるだけ短い期間で穴埋めしていくという努力をしてみたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 次長の今、格差をなくしていくという、そういう基本的な姿勢を前提にして話をさせていただきますけれども、先ほど答弁があったように、ことしどれだけの事業をするかという予算枠を組む。それに対して、前の繰越金を勘案しながら、その年度の事業費を決めていくという形で、17年、18年も来ているということは、ある程度は理解をするんですけども、基本的に8,000万円の不用額を出すということについては、まず今、答弁がありましたように、入札差金で約6,000万円出てくるということになってきますと、これはやはり、随意契約でなしに一般競争入札の利点だと思

うんですけれども、やはり一般競争入札になっても高値安定ではあかんというのが、私は基本的な考えを持っています。

そういう点では、業者の方もいろいろと積算する中で価格を落としてきて、落札させていく。当然、競争原理が働いてそういうことになってくるんやけれども。それであれば、やはり摂津市としての事業を取り組むときの積算の根拠なるものが、やはり若干、業者の積算と市役所の積算との間に乖離があるんじゃないかなという気がします。そういう点では、もう少ししっかりと担当部なり担当課としての積算を、きっちりとやっていくということが、一番求められていると思うんですね。

もう一つは、それにしても8,000万円の差金が出てくるということは、私たち、いつもこの当該年度の工事箇所の方面をもらいますね。これにもし当年度記載をされていない箇所も、やっぱり予定箇所としてあるわけですよ。それは、ここにはないからでけへんねんということやなしに、やはり当該年度で不用額を出すんだったら、そのお金をほかのところへ移して事業をしていくということが、私はやっぱり考えていくべきだと思うんですね。そうしないと、今、宮川次長が答弁したように、安威川以南と以北の格差をなくしていくという姿勢の問題にかかってくると思うんですよ。

だから、やはり先ほど言うたように、摂津市民として平等に快適な生活環境が保障されるという観点からすれば、そういう固定概念にこだわって、ここにはないから工事をせんと、もう不用額として残していく。そのお金が一般財源の方へ戻っていくということになれば、ちょっとやっぱり財政運営としてはいかがなもんかという気がしますし、そういう点で、もう

一度その辺の姿勢の問題について、お答えいただけませんか。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇土木下水道部長 今、委員がおっしゃったとおりでございます。私どもも、18年度のこの工事につきましては、当然、減額予想がございました。最後までこの事業費をどうするかということで、議論したんですけれども、可能な限り安威川以南を伸ばせる今の体制の中で、どれだけの事業費が要るんだということの精査をした中で、今回、昨年より1,000万円少ない額になっておりますけれども、4億円を計上させていただいた次第でございます。

なおかつ、今、委員おっしゃったように、安威川以南がこういう状況である中で、4億円が、またそろこの1年先に、事業箇所が予定表にないからといって延ばさなくて、減額を出すようでは、私ども以南の方、特に心待ちにされている方への期待に添えない場合がありますので、できるだけ今の財政状況の中で、期待に添えるように努力していきたいと、こういうふうに思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 安威川以南の普及率、非常に私、手前みそになるかもわかりませんが、やはりいろいろと下水工事を進めていく中で、やっぱり道路が市に帰属されていない、個人の名前で残ってしまっている、これはやはり摂津市が開発したときの指導にのっとなって、工事が終わったら市の方に帰属しますということの、一応やっぱり文書ももらいながら、そのことが実際にきちりとやられておられない。それで、そのまま個人の名義で残ってしまっている。具体的に言いますと、鳥飼西の親和自治会のところなんかでも、なかなか工事が進まないというの

は、やはりその埋設同意がとれないということで、当時の森川市長の方にも、あるいは議長の方にも申し入れをされたけれども、なかなかうまくいかないという形の中で、たまたまその土地の権利を持っておられる方、私、ルートがあっただけをお願いをして、わざわざ東京まで同意判をとってもらいに行ってもらって、工事が進んでいったという経緯がありますね。

もう一つは、鳥飼野々の水害のときの、あの下水工事でも、なかなか同意がとれなかったということ、またお願いをして、あそこも埋設同意をいただいて、工事が進んでいったということで、我々議員も一定地域の皆さんの声を聞いて、やっぱり何とかしてあげないかんという形で努力をしてできていっている面もあるわけですよ。

だから、そういう点では、この埋設同意がとれないからという形で先送りをしてしまうとかじゃなしに、あらゆる手だてを講じて、そのやっぱり埋設同意をとって行って、やっぱり安威川以南の公共下水道の普及率を上げていくという、そういう努力を担当部としてはやっていくべきだと思いますし、幸い、いろんな地域でそういう道路も市の方に帰属してもらったという地権者もおられるようですし、そういう点では、今後、安威川以南の難航しとった、埋設同意がとれなかった地域の下水を、やっぱりどんどん進めていくという点では、そういう8,000万円の不用額を出すのではなしに、事業として取り組んでいくということ、この機会に改めてお願いしておきたいと思います。

それと、もう一つは、安威川、淀川右岸流域下水道組合の8,000万円の差金の問題ですけれども、これも先ほど答弁がありましたけれども、残渣を場内処

理しておく、あるいは場外へ搬出していくということの見込み違いがあったというふうには私は受けとめたんですけども、その辺の、やっぱり処理の仕方について、こんだけの誤差が生じるということについては、ちょっと疑問を感じます。そういう点では、いろんな計画を立てるときの積算を、もう少しきっちりやっていくという姿勢を、この機会に改めてお願いをして終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わり、暫時休憩いたします。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第2号及び議案第10号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水道部長。

○池田水道部長 議案第2号、平成18年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

本市の水道事業につきましては、料金収入の減少傾向が続く中で、老朽化した水道施設の整備費などに多額の費用を要するなど、依然として厳しい状況にあります。このような状況ではありますが、太中浄水場等の施設改修、配水管整備、鉛管対策、水質管理の充実など、計画的な事業実施を図る一方で、各種経費の削減を図り、水道事業の健全な経営基盤の確立に努めてまいります。

それでは、31ページの予算実施計画説明書をご参照願います。

31ページから32ページにかけての収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益につきまして

は、今日の水道事業を取り巻く経営環境等を勘案して計上いたしました。この内容といたしましては、目1、給水収益では、前年度に比べ2,174万円の減額となっております。この理由としましては、企業や事業所の節水などにより、基幹収入である水道料金収入が減少すると見込んだものでございます。目2、受託工事収益では、前年度に比べ638万円の増額となっております。これは、受託事業における公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが増加することによるものでございます。目3、その他営業収益では、前年度と同額を見込んでおります。この内容といたしましては、証明手数料や設計審査手数料、工事検査手数料などでございます。

32ページ、項2、営業外収益の目2、受取利息及び配当金は、前年度と同額を見込んでおります。目3、土地物件収益も前年度と同額を見込んでおります。この内容としましては、土地使用料では、中央・鳥飼送水所用地賃貸料、施設使用料では太中浄水場施設賃貸料でございます。目4、雑収益では、前年度に比べて45万9,000円の減額となっております。この理由としましては、公共下水道事業にかかる下水道料金徴収受託料の減少によるものでございます。目5、納付金では、前年度と同額を見込んでおります。この内容としましては、住宅、マンションの開発や口径変更などに伴う納付金でございます。目7、他会計負担金では、前年度に比べ63万5,000円の増額となっております。この理由としましては、福祉減免などにかかる一般会計からの負担金の増加によるものでございます。

次に、33ページから46ページにかけての収益的支出でございますが、款1、

水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費では、前年度に比べ172万2,000円の増額となっております。この理由としましては、給料や手当などの人件費などは減少するものの、太中浄水場の集中監視装置や電子計算機の保守委託料、施設設備の修繕費、薬品費などが増加することによるものでございます。

36ページから37ページにかけての目2、配水・給水費では、前年度に比べ986万円の減額となっております。この理由としましては、給配水管の修繕費などは増加するものの、人件費などが減少することによるものでございます。

38ページから39ページにかけての目3、受託工事費では、前年度に比べ135万7,000円の減額となっております。この理由としましては、占用図面作成委託料や公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の請負費などは増加するものの、人件費などが減少することによるものでございます。

39ページから41ページにかけての目4、業務費では、前年度に比べ73万7,000円の増額となっております。この理由としましては、人件費などは減少するものの、印刷製本費や修繕費などが増加することによるものでございます。

41ページから45ページにかけての目5、総係費では、前年度に比べ572万円の増額となっております。この理由としましては、人件費、手数料などは減少するものの、当直員等のアルバイト賃金や、OAシステム改修委託料などが増加することによるものでございます。

45ページ、目6、減価償却費では、前年度に比べて146万7,000円の減額となっております。この理由としましては、構築物や車両及び運搬具の減価

償却費は増加するものの、機械及び装置や、工具器具及び備品の減価償却費が減少することによるものでございます。目7、資産減耗費では、前年度に比べ304万4,000円の減額となっております。この理由としましては、車両及び運搬具などの廃棄に伴う固定資産除却費の減少によるものでございます。

次に、項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、前年度に比べ2,419万6,000円の減額となっております。これは企業債借り入れ残高の減少及び償還利率の低下に伴う企業債利息の減少によるものでございます。目3、消費税では、前年度に比べ745万5,000円の増額となっております。これは、税務署に納める消費税及び地方消費税の納税額を予定いたしましたものでございます。目5、雑支出では、前年度と同額の300万円を見込んでおります。この内容としましては、水道料金等過年度還付金などでございます。

46ページ、項3、予備費、目1、予備費では、前年と同額の500万円を計上いたしております。

続きまして、46ページ、資本的収入でございますが、款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債では、前年度と同額の6,000万円を見込んでおります。これは、配水管整備事業において、配水管網の改良工事に要する財源の一部を企業債により措置するものでございます。

項2、工事負担金の目1、工事負担金では、前年度と同額の145万円を見込んでおります。これは、消火栓の設置にかかる負担金を予定しているものでございます。

次に、46ページから48ページにかけての資本的支出でございますが、款1、

資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、前年度に比べ2億3,676万7,000円の減額となっております。これは、太中浄水場の高架水槽の新設や、1号急速沈殿池の耐震補強、無停電電源装置の更新を行うものでございます。

47ページ、目3、固定資産取得費では、前年度に比べ2,166万9,000円の増額となっております。この理由としましては、排ガス規制による車両の買い替えにかかる車両購入費などは減少するものの、水道管路図面情報をOA機器で管理するマッピングシステムの更新費用などが増加することによるものでございます。

47ページから48ページにかけての目6、配水管整備事業費では、前年度に比べ437万7,000円の増額となっております。この理由としましては、配水管布設や鉛管対策にかかる工事請負費などが増加したものでございます。

48ページ、項2、企業債償還金の目1、企業債償還金では、前年度に比べ1,898万円の減額となっております。これは、平成12年度までに発行した企業債にかかる元金償還金でございます。

項3、予備費の目1、予備費では、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上、平成18年度摂津市水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成17年度摂津市水道事業会計補正予算第4号につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、補正予算実施計画説明書をご参照願います。

まず、収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目

2、受託工事収益では、832万9,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

項2、営業外収益の目4、雑収益では、1,075万2,000円を増額するもので、これは大阪府市町村職員互助会から退会給付金制度等の廃止に伴い、これまで積み立てられてきた補給金の精算が行われ、水道事業会計分として1,075万2,076円の返還があったことによるものでございます。

次に、10ページから11ページにかけての収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目2、配水・給水費では、368万6,000円を減額するもので、これは給配水管修繕委託料の契約差金や給配水管の修繕、切りかえ工事などにかかる請負費の執行差金などによるものでございます。目3、受託工事費では、776万4,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う移設工事の請負費にかかる契約差金や、移設工事の減少によるものでございます。目5、総係費では、975万2,000円を増額するもので、これは賃金の不用額を減額するほか、大阪府市町村職員互助会からの退会給付金制度等の廃止に伴う補給金の返還金を、退職給与引当金に積み増すため、退職給与金を1,075万2,000円増額することによるものでございます。

11ページ、項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、328万9,000円を減額するもので、これは企業債の借入利率の低下などによるものでございます。目3、消費税では、316万2,000円を増額するもので、これは各種費用の削減により、仮受け消費税に比し、仮払い消費税が減少するた

め、結果として税務署に納める消費税及び地方消費税が増加することによるものでございます。

項3、特別損失、目1、特別損失につきましては、転出先不明及び企業倒産等による水道料金等の実質的な徴収不能分を欠損処分するため、376万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、11ページ、資本的収入でございますが、款1、資本的収入、項2、工事負担金、目1、工事負担金では、87万円を減額するもので、これは消火栓設置箇所数の減少によるものでございます。

次に、12ページ、資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、3,100万円を減額するもので、これは太中浄水場の改修工事の契約差金によるものでございます。目3、固定資産取得費では、471万2,000円を減額するもので、これは車両の購入や量水器の購入にかかる契約差金によるものでございます。目6、配水管整備事業費では、2,300万円を減額するもので、これは配水管布設工事にかかる執行差金や工事計画の変更による請負費の減少、鉛管対策工事にかかる執行差金によるものでございます。

以上、平成17年度摂津市水道事業会計補正予算第4号の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 今の説明で大体大まかなことは理解したんですけど、細部にわたってご質問して、教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず31ページの給水収益

の減少という形で2,000万円上げられております。これは、昨今の事情という今のご説明であったんですけど、これは節水とか、その他いろんな形による減少が見込まれているんだと思うんですけど、これを前年並みに戻すというような形を検討されて、いろんなところからこういう結果が出たと思うんですけど、この辺の取り組み、減収にならないような形の取り組みをどうされていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

その次、34ページの集中監視装置等保守委託料がふえております。これのご説明もよろしくお願いいたします。

35ページの、施設修理費、これも1,000万円ほどふえております。これのご説明をよろしくお願いいたします。

35ページの、薬品費、これもふえております。これに対してのご説明、よろしくお願いいたします。

37ページ、給配水管修理費他、これも500万円ほどふえております。これのご説明をよろしくお願いいたします。

42ページ、アルバイト賃金、これも昨年より倍ぐらいになっております。これのご説明、よろしくお願いいたします。

それと、47ページ、OAシステム機器、これが2,812万8,000円ふえております。これのご説明も再度よろしくお願いいたします。

それと、48ページ、鉛管対策工事、昨年までの実績と今後の予定、それについてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、太中浄水場が古くなっておりますので、これの施設費でそれぞれ費用がかかってくるというご説明がありました。太中浄水場の今の稼働率と施設利用活用について、お聞かせいただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 37ページの修繕費の増額につきましては、職員の退職に伴う欠員が出てまいりましたけれども、一応職員の不補充というため、水道管等の漏水事故が重複して発生した場合、迅速な対応ができなくなりますので、その場合、業者にどうしても修理を発注しなくてはいけないということで、修理費用の増額をお願いするものでございます。

それと、47ページのOA機器の費用の増額につきましては、この費用は、マッピングシステムと申しまして、管路情報管理システム、これはコンピューターを利用いたしまして、管路図と関連する情報を一元化管理するものでございます。すなわち、従来の紙ベースの図面や各種台帳類によります維持管理業務を、効率化、高度化することを目指したもので、各配水管の連絡関係、配水管と給水管の関係、給水管とメーター、家庭の関係など、有機的に一括管理するものでございます。今回の更新につきましては、平成12年度に更新いたしました機器等が耐用年数を過ぎておりますけれども、補修をしながら現在、使用いたしておる状態でございます。補修部品等もなくなることから、維持管理の修繕業務においては、迅速かつ効率的な、周辺に支障を来すおそれがございますので、一部、使用可能な機器を除いて、今回、更新をお願いするものでございます。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 まず、給水収益が減少しているということで、減収にならない取り組みはというお問い合わせでございますが、現在、給水収益につきましては、長く続いてまいりました景気の低迷、あるいはデフレなどによりまして、企業も個人もずっと水需要を抑えておられる、要は節水されておられるということです。非常

に長い期間不景気でしたので、その節水というものが、もう全く定着いたしておりますので、今後、水需要はなかなか回復する見込みがないというふうに考えております。仮に景気が少し、昨今上向いておる、この景気の上向きが今後も続いていくというふうにしたとしても、例えば個人の場合でしたら、食器洗浄器とか、あるいは洗濯機とか、そういったものの節水機器がどんどん今後普及していくと思いますので、個人の水需要が伸びない。それから、また企業にとりましても、一たん水の使用量を抑えた以上は、今後も収益を確保するために節水を続けられるものというふうに考えております。

ただ、私ども、この水需要の減少を、ただ指をくわえて見ているわけにもまいりません。ある面では、皆様方に水が大切な資源であるということで、節水を呼びかける一方で、大阪府等と協力いたしまして、大阪府営水は高度浄水処理もされておりますので、水がおいしいということで、水のPRを、府営水道のPRを今後していこうということで、府営水道協議会などで、現在、検討しているところでございます。PRがうまくいけば、また水道の水を直接飲んでいただけるようなケースが、ふえてくるのではないかとこのように期待しているところでございます。

それから、35ページの薬品費でございますが、薬品費につきましては、対前年度で579万5,000円ほど増加いたしております。これにつきましては、ご承知のとおり、原油価格の高騰によりまして、石油化学製品などが非常に高騰しているということが1つございます。それから、また景気が少し回復しておるということで、企業内物価が非常に少しずつ上がってきているというようなこと

もでございます。この薬品なんですけど、これは浄水関係で主に使うものでございますけれども、この薬品費が非常に高騰してきておりまして、ここに出ております次亜塩素酸ナトリウムなどが非常に高くなっております。私ども、各市の購入の単価とか、そういったものも調べて、本当にこんなに高くなってしまふのかというようなことも調査いたしておりますけれども、非常にどことも高くなっているという情報を得ておりまして、そのとおり、私どもも随分上がって、約1.5倍に薬品費がなってしまうと。

それと、これはもう1点は、浄水処理する水の量を、私ども、以前と比べれば、自己水の量をふやしたいというふうに考えておりますので、そういった面からも、少し薬品費は高くつくということでございます。

それから、42ページのアルバイト賃金でございますが、アルバイト賃金につきましては、昨年は当直、宿直、日直ですね、していただく非常勤の職員1名、それからお客様窓口の業務をしていただくアルバイトの方が1名。それから、予備的に北大阪上水道協議会の会長市に17年度から摂津市の水道部になったというようなこともありますし、また職員も高齢化して、いつ病気で休む、長期休暇に入るかもわからないというようなこともあります。アルバイト賃金を1人分余分に計上させていただいております。この18年度につきましては、当直をしていただく職員を、1人から3人にふやして、当直業務を職員が行う分を極力減らしまして、当直員、水道部職員OBでございますけれども、そのOBの方を当直員に雇用させていただいて、当直業務をしていきたいというふうに考えております。

それから、この18年度は、指名競争入札の登録業者の受け付けの年に当たっておりますので、その受け付けの事務をするアルバイトを1人予定しておりますので、そういったことから対前年度で600万6,000円増額させていただいているところでございます。

○山本靖一委員長 松井課長代理。

○松井営業課長代理 鉛管対策工事の内容を説明させていただきます。

鉛管対策事業は、平成16年度を初年度とし、10か年計画で、1万3,260件の鉛管を解消するものであります。鉛管対策工事で9,260件、その他解消、これは給水新設申し込みとか、漏水修繕、配水管整備などで4,000件を見込んでおります。16年度では1,001件、17年度につきましては、今年度であります。940件の解消見込みの予定でございます。18年度につきましては、鉛管対策工事で775件。その他解消で400件、合わせまして1,175件の解消を見込むものであります。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 太中浄水場にかかわります質問につきまして、私の方からご答弁をさせていただきます。

まず、34ページの集中監視装置等保守委託料でございますけれども、この集中監視装置につきましては、各送水所、水質モニター、また4号、6号井戸などの浄水場の場外にあります施設に対して遠隔施設の監視をいたしておる装置でございます。したがって、今年度は前年度に比べて増加しておる原因につきましては、保守委託の部品の交換等によりまして増額をさせていただいております。

また、35ページの修繕費の1,000万円の増額でございますけれども、18年度の修繕の予定につきましては、5

か所予定をいたしております。まず、1点は、中央1号低圧ポンプ場のインバーター盤の修理で630万円を予定いたしております。2点目につきましては、太中浄水場の3号、4号の配水ポンプ場のインバーター修理。これにつきましては276万円を予定をいたしております。3点目につきましては、太中配水処理施設設備の修理といたしまして850万円。4点目につきましては、取水ポンプの定期修理、835万8,840円を予定いたしております。5点目につきましては、鳥飼6号配水ポンプ修理として230万円予定をいたしております。その他、緊急修理として800万円の計上を予定いたしており、トータル3,621万8,840円ということになっております。

それと、3点目の太中浄水場の施設の稼働率ということでございますけれども、実績で申しますと、私ども鳥飼送水所、中央送水所、千里丘送水所、それと太中浄水場の施設がございます。それぞれ鳥飼では負荷率が80%、施設利用率につきましては42%、最大稼働率につきましては52%となっております。中央では負荷率が93%、施設利用率が66%、最大稼働率が71%。千里丘送水所につきましては、負荷率で82%、施設利用率で47%。最大稼働率で57%。太中浄水場につきましては、負荷率で90%、施設利用率で88%、最大稼働率で98%ということで、この4施設を平均いたしますと、負荷率で87.1%、施設利用率では58.2%、最大稼働率が66.9%という状況でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

1番の、給水収益の減少について、今後もそういう形で取り組まれているということで、いろんな形で方法をされて、

何とかおいしい水という形のPRで使っただけというような形で、進めていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

続きまして、集中監視装置等保守委託料、これもわかりました。結構です。

それと、施設修理費に関しましても理解できました。

薬品費に関しまして、私、初めこれを見た場合に、やはり水が悪くなったんで、薬品の量がふえたのかなという個人的な理解のもと、今、説明していただきまして、そういう石油製品の値上がりとかいろいろんな形。また自己水がそうやってふえてきていると。それに対する、そういう費用も出てきているという形で安心しました。そういう形で、先ほどとダブるんですけど、太中の自己水もふえるという形で、摂津の水も他市よりはますますおいしい水になっていくというPRを進めていただきまして、よろしく願います。これも結構です。

給配水管修理費に関しましても、業者委託という形で、職員が1人減ったという形のもので、業者に委託するという形で、この辺は費用対効果をそちらで検討されて、多分、業者委託という形にされていると思うんですけど、業者委託に出す場合、この辺の積算基準というんか、その辺のことをどういった形、これは入札方法でやられているのか、その辺の積算基準に関して、もう一度、お聞かせいただきたいと思います。

アルバイト賃金に関しましても、今お聞きしまして、一応、OBをそういう形の全くの素人の方じゃなくて、そういうOBの方、一応これからも団塊の世代の後雇用対策というものの先駆けて、そういう形のやっぱり専門職にかかわる形でOBを登用されていかれるという取り組

みには一応理解できましたので、今後もそういう形で進めていただきたいと、これは要望しておきます。

続きまして、OAシステムの機器という形で、今、マッピングシステムという形で、これは保守の延長上に考えたらいいか、それとも新しくこういう2, 800万円ものお金を投入するとき、従来の業者なり、もしくは違う業者、これも先ほどと一緒なんですけど、入札なのか、それとも今までのつき合いという形の中での、そこに任せているという状況なのか。それと、本庁の方が、今、ウィンドウズですか、それで水道部の方がマッキントッシュを使われているようにお聞きしているんですが、これが本庁と水道部の方と、やっぱり、そういうところが一本化にできないのか、費用面で。その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、太中浄水場の稼働率に関しましても一定理解できました。

それと、鉛管対策に関しましても、今後の予定という形のこと、一定理解できましたので、2回目の質問はこれで終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 修繕の請負方法等につきまして、ご説明申し上げます。

修繕といいますのは、緊急的に発生する事故でございます。その場合も積算はなしで、業者の方にいち早く修繕をしていただくようお願いいたします。それで、後日、業者から見積りをとります。その見積りを市の積算基準に当てはまっているかどうか、一応チェックをいたしまして、支払いを起こしていくというシステムでございます。

それと、マッピングシステムですね、管路情報管理システム。これにつきまし

ては、水道部の場合でもウィンドウズ系で一応稼働させております。今回、お願いいたしておりますのはハード、ソフトという形の分でございますと、ソフト面につきましては、どうしてもマッピングシステムのソフトを業者が作成して持っておりますので、その業者をお願いをしなければいけないというふうに考えております。それから、ハード面につきましては、できるだけ一般業者、指名等、処置をしていきたいというふうに、今のところ考えております。

一般部局との兼ね合いはどうかと言われると、ちょっとその辺は非常に難しい面が出てこようかというふうに思います。水道のその膨大なデータがソフトの中に入っております。そのソフトが**流用**ができるかどうかというのが、ちょっと非常に難しい要因があるというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 乾課長、補足説明をお願いします。

○乾総務課長 OAシステム機器のマッピングシステム等につきまして、あるいはウィンドウズとマッキントッシュということで、本庁と分かれている、これを一本化できないかというようなことにつきまして、ご説明を申し上げます。

マッピングシステムにつきましては、もう既に管路図面情報が大量に、市内全域の水道管の埋設状況とかすべて入っておりますので、そういった情報を使って、次のマッピングシステムに新しいシステムに切りかえていきます。ですから、そういう面では、先ほど工務課長が申し上げましたように、特命的な契約になっていくというふうに考えております。

それから、ウィンドウズとマッキントッシュ、これを一本化できないのかという

ことですが、水道部におきまして、本庁部局と比べまして、先に水道部の方でOA化を実施したと。その当時は、平成5年ごろだったかと思えますけれども、まだウィンドウズは存在しておりませんで、そのときにネットワークを重視したOAシステムとして、あるいはパソコンとして存在していたのはアップル社のマッキントッシュだったということで、非常にネットワークに向いているということと、それからパソコンの機能が非常に良かったということで、水道部ではマッキントッシュを使ったネットワークを構築したということでございます。

今後、ウィンドウズに一本化できないかということでございますけれども、水道部でつくっておりますシステムを、やはりまたウィンドウズに変えるのであれば、またいろいろな点で改修していかなければいけません。ですから、改修費に相当な費用がかかるのではないかと考えております。ですから、すぐにウィンドウズに変えるというようなことは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

ただ、やはり本庁でもウィンドウズでネットワークをしておりますけれども、実際はマッキントッシュを使っている部署もたくさんございまして、こんなことを言ったら何ですけども、マッキントッシュを使っておられる部署では、例えばOAシステムが不具合を起こしたりしたら、私どもの水道部の方へ助けを求めに来られているということもありまして、本庁の方は本庁の方で、マッキントッシュもやっぱり存在しているわけです。今後の方向性といたしましては、やはりウィンドウズとかマッキントッシュとか、そういったどちらか一方にするとかいうようなことに、余りこだわる必要がないのではないかと。できることなら両方、ど

ちらの機械も今、現に存在しておりますので、有効に活用できるようなシステムをつくっていくべきではないかと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 今の説明でわかりました。今、言われたように、マッキントッシュもどちらもあるという形のところで、本当にお互いがそこで最小の費用で最大の効果が上げられるような情報交換なり、そういうことを密にさせていただきまして、摂津市株式会社という意識のもとで、何とか収益が上がって、市民の皆さんに本当に、ここに住んでいてよかったというようなまちづくりにしていただきたいと思っておりますので、水道部の方も、今、一生懸命やっておりますので、今以上、努力していただきますようお願いして、終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それじゃ、3点ばかり質問をさせていただきます。

先ほども質問にもありましたけれども、18年度の給水収益ですね。31ページのところに載ってますね。前年度より2,174万円減ということでございますが、この15年度ですと2,700万円減、前年度より減っている。16年度では、3,200万円減という、わりかし減少率、どんどん減ってきているんですけど、ちょっと幅が狭くなったような気もせんことはないんですが、減少率のところ、過去からの減少傾向とあわせて、それから今後の、18年度はこういうことですが、これからの傾向とあわせて、水道部として、給水収益についてどのように解釈をされているのか。この要因の中には、当然、料金改定は以前に行ったということも要因として、その年はやっぱり減り

ますわね、どうしても減ると。そういったことも含めた、ちょっと考え方をひとつ教えてください。

それから2つ目ですが、以前に、これは今までの議論の中で、先ほどありました太中浄水場の件ですね。いろいろ改修、修繕が行われている。これは非常に多額の費用がかかると。それから、先ほどもありました、太中の給水能力のお話。それから、大阪府営水の責任水量の話、こういったことが密接に絡んで、水道料金に関連してくると、水道事業全体に関係してくるということでございまして、以前には浄水・送水施設整備計画というのを、委員会で配られている資料として渡された経緯があると思います。これによりますと、18年度の計画としては、3号取水井を整備更新、受変電設備の更新、無停電電源装置の更新、それから電気計装設備の更新。これが18年度としての計画になっていたわけですが、当時の結構議論を言いますと、やっぱり太中の整備を少しでも延伸をさせることによって、費用を圧縮した方がいいのではないかと、こういう議論があったように思われます。実際に今の説明によりますと、3号取水井については更新はないということでもございましたし、計画にない分がありましたね。これは1号急速沈殿池の耐震改修でしたか、こういったことが新たに加わっているところでございまして、この辺の、実際18年度についての太中浄水場における改修工事は何になるのかということ、ちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、3つ目ですが、これは鉛管対策。先ほどもご答弁がありましたし、18年度の件数もわかりましたので、これは結構なんです。しっかり頑張っていたきたいということもありますし、そ

れで鉛管の取り替えについて、年次計画を立てていらっしゃるのかどうか。計画があるのであれば、ちょっとお示しを願いたいと思います。

○山本靖一委員長 松井課長代理。

○松井営業課長代理 給水収益の考え方ということで、ご説明させていただきます。

給水収益は、平成14年4月に料金の改定をさせていただきましたわけですが、その14年度と15年度の比較、給水収益ですが1.16%減となっております。同じく、15年度と16年度の比較でも1.15%の減となっております。平成17年度につきましては、現段階では16年度と比較しましても、マイナス1.6%程度の予測をいたしております。

使用水量につきましても、平成13年度と14年度を比較しますと、マイナス2.01%、14年、15年度を比較しますと、マイナス2.08%。15年度と16年度、これにつきましては若干減ってまいりましてマイナス0.5%の減となっております。今年度、平成17年度につきましては、平成16年度より1%減ぐらいの予測をいたしております。

給水収益及び使用水量につきましては、予算計上時点で、その都度、修正を図りながら、5年度先分ぐらいの推定給水収益及び使用水量を算出いたしております。

18年度につきましても増になる要素がないということで、17年度の予想金額よりマイナス1.2%程度の減の給水収益を見込んでおります。使用水量につきましても、0.8%減の予想をいたしております。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 藤浦委員の2点目の中で、太中浄水場の改修で費用が増大する

と。また、責任水量、水道事業全体にかかわる問題。また、整備計画について、18年度の予定工事等についてのご質問でございます。

私ども、確かに施設整備計画をつくって、その年度、年度で施設整備計画の見直しを進めております。そういった中で、施設整備計画を一気に進めると、減価償却が増加するという一方で、給水原価の上昇を招くというようなことから、私ども、できるだけ施設整備計画につきましては、平準化をさせていただきました。以前は総合計画に基づいて照準を合わせておりましたが、今では平成28年度までの施設整備計画に変更をさせていただいております。特に直近では、私ども、施設整備計画で18年度の工事予定につきましては、3件予定をいたしております。まず、1点目につきましては、平成17年度で改修をいたしました1号急速沈殿池の耐震工事。この施設につきましては、改修を進めている段階で、耐震補強をしなければならないというようなことが判明してまいりました。特に耐震につきましては、レベル1、レベル2というような状況がございます。レベル1でいけば、阪神・淡路大震災ですね、それぐらいの強度であればレベル1、それ以上になりますレベル2というような状況でございます。おかげさまで太中浄水場の1号急速沈殿池につきましては、レベル1はクリアをいたしております。しかし、いつ起こるともわからない地震等につきましては、私ども最善を尽くすべく、レベル2に耐え得る施設にしておきたいというようなことで、今回、耐震補強を実施するものでございます。

あと、2点目につきましては、高架水槽の更新工事ということで、今、あります高架水槽につきましては、平成7年1

月17日の阪神・淡路大震災で被害を受け、急遽設置いたしましたものでございます。その後、11年が経過する中で、新館の屋上に容量175トンの材質につきましては、強化プラスチック製のFRPを1基設置をして、万全を期したいという考え方に立っております。

あと、3点目につきましては、無停電電源装置の更新工事ということで、私ども、以前の整備計画では、電気計装関係の中の1つであります無停電電源装置、これにつきまして更新をしていきたいと。私ども、2基ある中の1基につきましては、平成17年度で更新をさせていただきました。あと、残りの1基につきましては、58年から稼働しておる無停電電源装置の劣化の状況はたびたび見られるということで、現在の装置の部品交換等もなかなか入手できないというような状況ですので、18年度に無停電電源装置の更新を実施するものでございます。

3号の取水井につきましては、今、稼働が非常に悪いということで、私ども、井戸の増強工事を実施するに当たりましては、約1億数千万円の増強の費用がかかるということで、今、必要性を見た場合に、もう少し施設整備については後年度に持ち越しをしていきたいというようなことで、今の段階では、平成24年度ぐらいまでおくらせていきたいというふうに計画をいたしております。

○山本靖一委員長 松井課長代理。

○松井営業課長代理 鉛管対策事業について説明させていただきます。

鉛管対策事業は、17年度末をもって残りの件数は1万1,319件の予定になります。18年度、先ほど申しました1,175件の解消になれば、残りにつきましては1万144件。18年度でちょうど3年目になるわけでございますが、

鉛管対策事業は10年計画で、最終年度、平成25年度の予定でございます。そういうことになりますと、あと7年で平均で割りますと1,450件程度の解消の工事をしてまいれば、すべて解消になるということで見込んでおります。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 給水収益については、平均的に減少してきているのかなという感じになるんですか。これからも、やっぱり減少するというふうに見てはるのか、ちょっと、本当は先のことをご答弁いただきたいのですが、これはしっかり見据えていただいて、あと水道のふえる、ふえるというのも変ですね。節水はある意味では、違う課では、節水しましょうということやってますし、環境対策課の方では、環境家計簿では節水しましょうという取り組みもやっていきますし、浪費するような方向では無理だと思えますけども、企業努力をしっかりとさせていただく中で、これは計画的な予算等をしていただきますように、今後とも努力してください。お願いします。

それから、2点目の、今年度の工事内容についてはご説明いただきまして、この浄水・送水施設整備計画は、私が持っているのは23年までののですが、28年までに変更されているということでございますので、これは資料としてぜひいただきたい、あるのであれば、後日で結構でございますので、委員長の方でお計らいをお願いしたいと思います。

それから、先ほどご説明がありました1号急速沈殿池についての耐震改修ですね、これは当初なくて、工事をしている段階で発見されたということでございましたので、もともとこの28年までの計画にもなかった分が発生したということで、またそれで若干変わるわけですね。

そういうことで、ちょっとこれは予算と工事の内容は、先ほどもちょっとありましたけども、もう一度、予算の面でどれぐらいの予算を考えられているのか、教えていただきたいのと、それから2号の急速沈殿池については、こういった工事が発生する可能性がないのか。この2号もこの中にはそういう工事は予定されていないので、2号も耐震せなあかんとすると、またこれ費用が出て、計画が変わると思うんですけど。これについても教えてください。

それから、施設整備関係と自己水の給水量の持続についてでございます。先ほど、3号取水井は延伸しますと、24年まで延伸しますということは、延伸しても問題ないだけの水量確保が、給水率、水の生産ができてますよということだろうと、こういうふう思うわけです。16年度の決算のときも、今、現状の水量もお聞きをいたしましたけれども、これはどういう関係に、水量的に考えていらっしゃるのか。

それから、自己水、府営水の関係で、先ほどの責任水量の話。現在のところ、818万トンということでございますので、単純に言いますと、今のでいくとどんどん水量も減ってきているということでありますので、これ、まだもっと減らせるというふう思うわけですけど、減らしていくということにに応じてくれるかどうかはありますけど、これは市としてどういう考え方を持っていていらっしゃるのか。もっと減らしてもらおうという方向でいくのか、その辺のことをちょっと聞かせてください。

それから、単純なことですが、府営水の原価が、今、大体88円ということでございます。太中の水の、条件は同じにした場合に、88円より安かったら、こ

れはもうどんどん太中を主に、府営水を減らすという方針でいけば、もう何の問題もないと思うわけですが、また、今先ほどの整備計画とも関係しまして、余り整備をすると、それが負荷として乗ってくるので、その辺の問題も出てくると思いますけど。単純にこういう原価の話で、どのようになるのか。ご説明ができるのであれば、一度説明をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの高架水槽の工事です。平成7年にできました、あの阪神・淡路大震災の後に買いましたということでございますけれども、たかだか11年しかたっていないんですけど、11年でもう交代をしなければならないというふうに、理由としてなるのかというのは、ちょっと不思議なんですけども、大体どんな建物でも高架水槽を据えると、大体、20年ぐらいは補修をしながら使える。中の清掃とかやるとしても、使っているのが現状ですけど、11年でなぜかえないといけないのかと単純に疑問に思うわけですけど、それもあわせて説明をちょっとお願いします。

それと、鉛管対策についてですが、平成25年までの10年計画ということでございます。今度、単純に1,450件ずつつかないと間に合わないということですね。ということは、ピッチを上げていかないといけないということになりますけど、これはしっかり計画をつくりながら、10か年で終わるような努力を、これはお願いしておきます。要望とさせていただきます。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 まず、1号急速沈殿池の耐震の費用ですけども、532万円の予算計上をいたしております。

それから、今現在の高架水槽の問題に

つきましては、FRPの材質を使用いたしております。大体十数年で耐用年数というふうにお聞きをいたしております。また、平成7年の阪神・淡路大震災で急遽設置をしたということで、材質的によりすぐれたものを設置をしていないというようなこともございます。また、現在のFRPについては、撤去せずに、使えるところまで使いたいと。といいますのは、安全、安心というような面から、2つの高架水槽を持ちたいというような考えもございます、一方では。したがって、ろ過池につきましても、以前は気曝槽、混和池から入ってくる水が500ミリと300ミリの管で相互に水を送り合いをしておったんですけども、やはり、もし事故の場合を考えた場合に、500と400にも私ども改修しておると。どちらからでも使えるようにしておきたいということが安心につながるというように、私ども、工事を実施施工いたしておりますのでございます。

それから、自己水、府営水で、府営水が818万トン、これをもっと減らすという云々のお話でございますけれども、私ども府営水が818万トン、年間総配水量が約1,200万トンとした場合に、自己水の必要性は約400万トンというような数字が出てこようかと思えます。ただ、私ども、施設改修前につきましては、1日、1万トンの、いわゆる処理能力がございました。今現在、1万500まで取水をしておると。したがって、私ども、日量1万1,000トンをまず目標にして、今度は府営水の減量に近づけていきたいというふうに考えております。

また、大阪府営水につきましては、平成13年度には約20万トン、また平成15年度には51万トン、平成16年度

には22万トンということで、約93万トンの減量をお願いしてまいりました。一方では、大阪市営水の分水契約、いわゆる江口橋経由の大阪府営住宅に送水してた大阪市営水の分水も解除をして、14万トンを減らしてきたというような形で努力をいたしてまいりました。これが、いわゆる今現在の黒字につながる要因の1つだろうと私は思っております。

また、施設改修につきまして、早く実施をすれば、水道会計で言えば翌年度に減価償却、費用化をしていかなければならないというようなことで、給水原価が非常に高くなるということで、水道事業年報を見ますと、やはり平成13年度であれば214円を超えていた給水原価が、平成16年度決算では197円12銭まで私どもは落としてきたというようなこともございます。これには企業債の費用の抑制、それとかまた人件費の抑制等々の努力をしてきたと。今後、もう少し、府営水の責任水量818万トンを減らせば、私ども、一番理想な形に近づきますけれども、なかなか府営水とて減量には応じてくれないというのが現状でございます。と申しますのは、大阪府営水は、第7次拡張事業で投資をいたしておると。その投資を我々末端の事業体が、そのときの需要水量にあわせて、府にお願いをしてきた経過がございます。そういったことで、府にも無理を言いながら、今日ここまでの水量を減量していただいたというようなことでございます。確かに太中の施設整備を進める中で、私はこの数字を、もう少し落としていきたいという努力は、今後もしてまいりたいと思っております。

それから、あと府営水の原価が88円ということで、この数字で太中浄水場を見た場合、どれぐらいの費用になるのか

というようなご質問です。これにつきましては、私ども、いろいろと今まで試算をしてまいりました。その中で、平成14年度を基準にいたしますと、取水、浄水部門だけで見ますと約91円になります。しかし、15年度で見ると、約88円、同額程度まで持ってこれたと。16年度につきましては、給水原価を抑えてまいっておりますので、もう少し73円まで落ちると。今後、施設改修のバランスと比べながら比較をしていくということになれば、もう少し施設整備計画の平準化を図りながらやっていけば、将来的にも私どもは大阪府営水の原価よりかはるかに安くなります。これは減価償却が安くなっていきますので、先を見れば見るほど、当然、自己水の方が安くなります。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 先ほど答弁をいただきましたので、府営水の責任水量についても、これから少しでも減らしていただくというふうな方向で、努力をしていくということでございました。これもしっかり頑張ってください中で、安定した水を、安定した価格で給水できるように、これからしっかりと努力していただくことを要望しておきます。

それから、先ほどもちょっと言いましたけど、新しい浄水・送水施設整備計画があれば、資料として提出していただきたいことを要望させていただきます、質問を終わります。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 まず、企業債の返還について、一番古い部分で昭和53年に発行された部分があるわけですが、当時、やはり高い利率でお借りをしているわけですが、できたら繰上償還等ができるものがあるれば、やるということはいか

がなものかなというふうに感じておりますし、その折衝をされているのかどうか。その間、かなり多額の企業債を発行しておりますので、50年代後半につきまして、考えをお聞きをいたしたいと思えます。

37ページの、修繕業務委託料705万円、この内訳をちょっとお教え願いたいと思えます。

40ページの、検針業務委託料1,881万4,000円、これの内訳等をお願いいたします。

そのちょっと上にあります無線検針プログラムの作成委託料もお願い申し上げます。

最後に、アスベスト測定調査委託料が書かれておられますが、ちょっと内容をお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 37ページの修繕業務委託料につきましては、業務時間は平日、土日、祝日、年末年始を含んだ時間外に、業者に時間外の待機料をお支払いする金額でございます。時間的に今の現在の時間で申し上げますと、午後6時から翌朝の午前8時までと、土曜、日曜、祝日につきましては、午前8時から午後6時までを、水道部の当直者から修理の連絡があったとき、おおむね30分程度で現場へ赴きまして、現場の状況を把握し、できれば修理も行っていただくと。どうしても修理ができない場合は、再度、当直者に連絡をして、当直者が水道部で行っております3班体制の緊急班の方へ連絡して、緊急修理を行うという形のものでございます。一応、積算をいたしましたところ、予算705万円を計上させていただいております。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 企業債の償還につきま

しては、繰上償還等を努力しているのかというご質問でございますが、私ども、一般的に企業債の償還につきましては、借換債の制度というのがございます。これには高資本対策債といえますか、高料金対策債といえますか、一定の要件を超える料金等を、給水原価等であれば、借り換えを認めるという制度がございまして、摂津市の水道事業では、残念ながら一般的な借換債の対象にはならない。

例えば、17年度の要件といたしましては、平成15年度における有収水量1立方メートル当たりの資本費が133円以上で、かつ平成15年度における有収水量が1立方メートル当たりの給水原価が180円以上というような、こういう2つの要件をクリアしてないと借り換えができないと。これに対しまして、摂津市では、1立方メートル当たりの資本費は102円44銭となっております。それから、1立方メートル当たりの給水原価は205円87銭でございまして、この15年度におきましては、180円の要件を超えておるんですけども、両方クリアしないと借り換えできないということで、借り換えのそれはとれないということでございます。

ただし、平成17年度におきましては、高金利対策債というものが特例的に認められましたので、7,220万円の高金利対策債を発行させていただいております。要は、借り換えさせていただいております。これによりまして、8.1%の金利であったものが1.95%の金利にダウンさせることができた。17年度の効果といたしまして、大体260万円ぐらいの利子の減があったということでございます。

今後につきましても、私ども、こういう高金利対策債といったものの制度を充

実していただくように、大阪府等を通じまして、要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、繰上償還のことでございますが、借り換えではなくて単純に繰上償還するのは、非常に高い要件がございまして、高い金利の起債を途中で全部返してしまおうとしますと、補てん金というようなものを、元金に加えてお支払いしなければいけないということになっておりまして、その補てん金が、ずっと将来の金利相当分に近いほどの補てん金になってしまうので、繰上償還する意味がない。基本的には余り意味がなくなってしまうというふうに聞いておりますので、繰上償還については、ちょっと難しいなというふうに考えております。

それから、アスベストの調査でございますが、今回、18年度で予算を計上させていただいておりますのは、中央送水所の水道部庁舎ですね。水道部庁舎の1階のポンプ室の天井に、アスベストを含んだ壁材が張ってあると。それから、中央送水所の管理棟の横に発電機室がありまして、その壁にもアスベストを含んだ壁材が張ってあるということでございます。17年度におきまして、その含有量等、あるいはアスベストの種類等を調査いたしておりますので、数パーセントの含有量があるというふうに結果は出ております。それでは空気中に要はアスベストが曝露しているのかどうか、これも至急調べております。その結果は、一般の吹きつけのアスベストと違いまして、壁材に練り込まれたものでございますので、空気中の曝露はないと、ゼロというふうに、0.1本/リットル未満という答えになりますが、実際は検出されておらないということでございます。

ただ、職員がたまに出入りするという

程度でございますけれども、やはり曝露しては大変でございますので、今後、そのアスベストを完全に除去してしまうまでは、毎年空気中の石綿の量を監視する意味で測定していきたいというふうに考えております。大体年2回を予定いたしております。

○山本靖一委員長 松井課長代理。

○松井営業課長代理 無線検針プログラム作成委託料について説明させていただきます。

これにつきましては、検針が容易でない箇所、例えば近畿自動車道の料金所のところに、非常に中央環状線という交通量が非常に多いところとか、ブロック塀を越えないと見れないところとか、あと店舗の中にメーターボックスがありまして、お客様と調整及び夜間しか見れないというようなところ、それと大型犬とか、駐車車両などの障害物で検針がスムーズに行えないということが、最近ふえつつあります。こういった検針が容易でない箇所に対応するため、無線で離れたところからメーターが読めるようにして、検針作業の効率をよくしてまいりたいと考えております。18年度の予定につきましては、まず手始めに3か所予定しております。

続きまして、検針業務委託料でございますが、18年度につきましては、年間総検針数の委託は19万4,664件になります。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 ちょうど53年、54年ごろに、約10億円ほどの企業債の借り入れをやっているわけですね。その償還が残ってきているということで、非常にハードルが難しいということになりますので、できればそういう機会があれば、高金利対策ということであれば、必ず目をきちっ

と向けておいて、やっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、修繕業務委託料のこの部分でございますが、少し705万円の数字が、私はちょっと高いなという感じを受けたわけです。できましたら、北摂7市の状況、各市どのような形でこういう業務委託をやられているのか、件数等をお聞かせをいただきたいと思ひます、わかれば。

検針業務の委託料につきまして、件数ということで、例えば最近どうも検針不可能というようなご説明もありましたが、特に検針員さんの待遇改善の問題について、私、非常に危惧をいたしております。そういう面で、摂津都市開発株式会社に委託されていると思うんですが、委託契約を結ぶに当たって、それぞれの条件等が示されていると思うんですが、その内容もわかればお教え願ひたいと思ひます。

アスベストの件は結構です。その3点をちょっとお願いいたします。

○山本靖一委員長 松井課長代理。

○松井営業課長代理 検針業務委託料の件ですが、委託料といたしまして、一般メーター検針は63円、1か所当たりですね。それと、少し鉄ぶた等の重たいメーターボックスにつきましては100円。それと、あと漏水とか再度検針とか、そういうものの発見業務は20円ということの内容で契約をいたしております。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 修繕業務委託料の件でございますが、705万円というのが高いということで、これは実際に仕事の内容を、人件費等の積算を行った上で、この金額を設定させていただいておまして、その結果がこういう金額になっているということでございます。これ、ちなみに修繕業務の委託もすべて直営で、例えば

行うというようなことになると、やはり職員が24時間ローテーションを組んで待機をしたりとかする必要が出てきたりしますので、直営でやった場合は、2,000万円を超えてしまうというような積算もしております。それとの比較で、この委託料が、水道部にとりましては非常に効率的な額でできているものというふうに考えております。

北摂の状況なんですけれども、北摂の状況、ちょっと私、今現在、手元に資料を持っておりませんが、まとめたものをちょっと持っておらないんですけれども、修繕業務を直営でされているところと、委託されているところとそれぞれあると思うんですけれども、こういう24時間必要な業務については、各市とも委託というものに強い関心を持たれているというふうにも考えておりますので、今後はそういう方向へ進むと思ひます。ただ、単価的にそれが高いか安いかわかると、直営に比べて随分安い金額になっているということだけは、ご理解いただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 検針業務委託料ということで、1戸当たり63円、そしてちょっと難しいところについては100円、さらにもう一つ難しいところについては20円をプラスをするということです。私、18年度の代表質問の中で、公契約のあり方について質問をしました。この中にあって、公契約ということは、やはり公のこの団体、市町村が下請けを、あるいは委託をする場合について、いわゆるそこで働く労働者、ここで言えば検針員さんですが、この方のやはり福利厚生を含めた、あるいは賃金も含めた条件が非常に大事になってくると、こういうことに

関心を持っておるわけですが、この中では単価契約だけであるということとあります。これに戸数を掛ければすぐ出るわけですが、そこで働いている人たちが何人おられて、そしてどういう労働条件で雇用されているかというところに、非常に注意をしなければなりません。低賃金政策とは言いませんけれども、そういうことで働いている人たちの、少なくとも労働条件を守っていくと、こういう立場で、賃金、基本給あるいは一時金、そして健康保険、あるいは年金、そしてさらには退職金、こういうものがすべて整備をされているのかどうかということ、しっかり発注者がチェックをしなければならないと、こういうふうに感じるわけですが、きょうは答弁は結構ですが、次の決算の委員会等で、そういったことが十分我々に報告ができるように、ひとつしておいていただきたいというふうに思います。このことが公契約の公開ということにつながりますので、ぜひとも真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

修繕業務委託料につきましては、これは後ほど、入札されると思うんですが、できるだけ職員であれば2,000万円からかかるから700万円を抑えているんやという言い方がありますが、難しいところについては職員がやはり出なきゃならないということとありますので、応急的な対策、あるいは拘束料というふうになると思うんで、こういう部分については安価でやらなければならないということで、入札の際にいろいろ配慮をしていただきたいと思います。

それで結構です。終わります。

○山本靖一委員長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

ます。

暫時休憩します。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時35分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第36号の審査を行います。

補足説明を求めます。

池田部長。

○池田水道部長 議案第36号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、水道事業管理者を置かないことを明記するとともに、条例全体の条文や字句の整備を行うものでございます。

まず、条例の目的を定めた第1条を削り、水道事業の設置を定めた第2条を第1条とし、経営の基本を定めた第3条を第2条とし、新たに第3条として、地方公営企業法第7条ただし書きの規定に基づき、水道事業に管理者を置かないことを明記いたします。

第4条では、地方公営企業法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長に属する事務を処理するため、水道部を置くことを明記いたします。

第5条では、重要な資産の取得及び処分は、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づくことを明記するとともに、字句の整備をいたします。

第6条では、議会の同意を要する賠償責任の免除は、地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定に基づくことを明記いたします。

第7条では、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等は、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づくことを明記

するとともに、字句の整理をいたします。

第8条では、業務状況説明書類の提出は、地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づくことを明記するとともに、字句の整備をいたします。

次に、附則の第1項は、施行期日を定めるもので、この条例は平成18年4月1日から施行いたします。

附則の第2項は、摂津市防災会議条例第2条第5項第8号の水道事業管理者を削るものでございます。

附則の第3項と第4項は、摂津市情報公開条例第2条第2号及び摂津市個人情報保護条例第2条第2号において、水道事業管理者という文言を削るとともに、市長が水道事業の管理者の権限を行う市長であることを明記するものでございます。

附則の第5項は、摂津市行政手続条例の第2条第6号の水道事業管理者に関する事項を削り、市長が水道事業の管理者の権限を行う市長であることを明記するとともに、第36条の水道事業管理者に関する字句を削るものでございます。

附則の第6項は、摂津市特別職報酬等審議会条例第2条の水道事業管理者という文言を削るものでございます。

附則の第7項は、特別職の職員の給与に関する条例の第1条第3号の水道事業管理者を削るとともに、第3条に市長及び助役の給料月額を定める表を加えるものでございます。また、第8条第2号の水道事業管理者にかかわる字句を削るとともに、市長、助役及び水道事業管理者の給料月額を定めた別表を削るものでございます。

附則の第8項は、教育長の給与及び旅費に関する条例の第4条の水道事業管理者にかかわる字句を削るとともに、第5条の水道事業管理者という文言を削るも

のでございます。

附則の第9項は、特別職等の職員の退職手当に関する条例の第1条の水道事業管理者という文言を削るとともに、第3条第1項第3号及び同条例附則第3項の水道事業管理者にかかわる字句を削るものでございます。

附則の第10項は、摂津市職員の退職手当に関する条例の第1条及び第5条第2項の水道事業管理者という文言を削るものでございます。

附則の第11項は、摂津市職員旅費条例の第3条の2及び第17条の字句を改めるとともに、別表第1の水道事業管理者の文言を削り、同表を別表に改め、別表第2を削るものでございます。

附則の第12項は、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の水道事業管理者という文言を、水道事業の管理者の権限を行う市長に改めるものでございます。

附則の第13項は、摂津市水道事業の給水等に関する条例第5条第1項の水道事業管理者という文言を、水道事業の管理者の権限を行う市長に改めるとともに、字句の整備を行うものでございます。

以上、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑のある方は。

藤浦委員。

○藤浦委員 条例上で言うとわかるんですけど、水道事業管理者がいなくなったということなんですけど、平たくちょっと教えていただきたいと思います。

まず、水道部を置くということになって、水道部長が置かれたということで、これは以前の水道部とどう変わるのかということが1つ。わかりやすいように言っ

ていただきたいと思ひます。

それと、水道事業の管理者の権限を行う市長というものは、水道事業管理者とは明確に違ふものなのでしょうけど、この水道事業の管理者の権限を行う市長というのは、公営企業上の立場で言うと、どんな立場になることになりますか。それは今までの水道がどういふふうになるのかということ、ちょっとわかりやすく教えていただきたいと思ひます。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 水道事業の管理者の権限を行う市長というのと、水道事業管理者といひますのは、もともと水道事業管理者の権限といひますのは、市長が直接、水道事業の管理者を行う場合と異なる点といたしまして、まず議案の提出権がない。水道事業管理者には議案提出権がございません。それから、決算の認定に付す権限がございません、水道事業管理者の方ですね。それから、予算の調製権、ある程度予算をまとめるまでは水道事業管理者がまとめるんですけれども、最終的な予算の調製権といひるのは市長にござひます。そういった点が、水道事業管理者と水道事業の管理者の権限を行う市長との大きな差でござひます。

それ以外の点につきましては、日常的な事務の中では、やはり身近に水道事業管理者がほとんど、今申し上げました3点以外の分はすべて水道事業管理者があらゆる権限を持っていますので、日常的には水道事業管理者がそばにおった方が、事務処理とかは早くなるとか、効率的になるとかといふような部分はござひます。

ただ、逆に、例えば水道の大きな方針を定めるとか、あるいはもう行革の方針とか、あるいは経営の方針、それから府営水と自己水の関係をどういふふうにするとか、非常に経営の根幹にかかわっ

てくるような問題になりますと、やはり水道事業管理者1人では、やはり決めきれない。当然、市長と十分に、その議案提出権とか予算調製権とかをお持ちの市長と、やはり十分に協議した上でないと決めきれない部分があったと思ひます。それが、やはり水道事業管理者を置かずに、市長が水道事業の管理者の権限を直接行うことによりまして、そういう大きな方針の決定とか変更とか、そういったものは以前よりも逆に早まるのではないかといふふうにて考へております。

水道部はもともと水道部でござひまして、管理者の補助機関として水道部を置くと、今までなっておったんです。水道事業管理者の補助機関として、補助組織として行くと。今度は市長が水道事業の管理者の権限を行う市長の補助機関として、水道部を置くといふふうになります。ただ、実質は変わらないといふことでござひますので、よろしくご理解願ひたいと思ひます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時46分 休憩)

(午後2時49分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後2時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本 靖 一

建設常任委員 木 村 勝 彦